



人とともに 地域とともに
国立大学法人
島根大学

平成 30 年度 島根大学障がい学生支援室年報

第 3 号

Office for Students With Disabilities
IN SHIMANE UNIVERSITY

島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室

本誌では、「障害」という表記については、「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記にすることを原則とし、法令の名称やこれらに規定されている用語については、従来どおり漢字表記としている。

発刊のご挨拶

島根大学教育・学生支援機構

障がい学生支援室長 境 英 俊

本学では、平成25年4月に教育・学生支援機構学生支援センターを設置し、その中の「個別支援部門」において、障がいのある学生に対して入学前から修学に至る各種支援を行ってきました。

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、法的義務として障害者への不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が禁止されています。本学でも「島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」、「国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則」、「国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」等を制定し、平成28年4月1日に「障がい学生支援室」を設置いたしました。

支援室のスタッフは、室長（兼任）、専任教員、医師（保健管理センター教員：兼任）、カウンセラー（保健管理センター：兼任）、コーディネーター、専門的業務員（主に車椅子使用の学生さん対応）及び事務職員（非常勤1名）です。主な活動としては、学生相談、指導教員・授業担当教員との連携、修学支援申請に関する諸手続、学生サポーターの養成、入試受験相談等があり、日々業務に追われている状況です。

支援室も3年目を迎え、全学でもかなり認知度が高まってまいりました。おかげで日常的に支援室を利用する学生さんも増え、また、月1回行っている「ランチミーティング」への参加者も増加しています。誰もが気兼ねなく利用できる雰囲気づくりをさらに進めてまいりたいと思います。

また、3年がたち、多くの課題も明らかになってきました。特に学生、保護者及び指導教員との面談（電話、メール相談含む）を行っている専任教員の負担がかなり大きくなっており、今後は各学部や保健管理センター等との連携をさらに強化していく必要があります。また、専任教員と同様、事務職員の負担も増大しており、人的手当の必要性を感じています。これらを含め、今後の組織体制について検討を開始してまいります。

ここで、平成30年度の活動をふり返るとともに今後の支援室をさらに充実した組織とするために年報（第3号）を作成しました。本学は障がい者への支援だけではなく、ユニバーサルデザインの考えのもと、すべての人にやさしい大学であることを目指しております。どうぞご高覧いただき、ご意見を頂戴できれば幸いです。

平成31年3月

目 次

序 文

1. 島根大学における障がい学生支援の概要	1
(1) 基本方針	1
(2) 平成30年度計画	2
(3) 障がい学生支援室の設置経緯	2
(4) 構成	3
2. 支援体制等	4
(1) 支援体制	4
(2) 支援処理フロー	5
3. 障がいのある学生の在籍状況	6
(1) 平成30年度障がい別在籍状況	6
(2) 障がい学生の在籍者数の推移	7
(3) 障がい別支援内容	8
(4) 重度障がい学生の受入	9
4. 障がい学生支援室の活動状況	10
(1) 活動内容	10
(2) 現状と課題	12
(3) 利用状況	13
(4) ランチミーティングの開催	14
5. 支援・相談の流れと相談実績	15
(1) 支援・相談の流れ	15
(2) 修学相談	16
(3) 入試相談	17
6. 学生サポーターの活動と養成	18
7. 教育活動	20
8. 進路・就職支援	21
9. 学内資格「島根大学障がい者支援技能士」の創設	22
10. 理解促進・啓発活動	24
(1) 学生生活案内への掲載	24
(2) S D・F D研修会等の実施	24
(3) e-ラーニング研修	26
11. 広報活動等	34
12. 他機関等との連携	35
(1) 就職支援機関との連携	35
(2) 島根県・松江市社会福祉協議会との連携	35
(3) 島根県教育委員会及び島根県立特別支援学校との連携	36
(4) 国立大学法人広島大学「アクセシビリティセンター」との連携	37
(5) 国立大学法人京都大学「高等教育アクセシビリティプラットフォーム」との連携	38
13. 平成30年度会議開催状況	39
14. 平成30年度主な活動歴	40
15. 支援機器等一覧	41
16. ユニバーサルデザイン	42
(1) エレベーターの設置	42
(2) バリアフリーマップ	44

参考資料

【規則関係】

1. 島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針	46
2. 国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則	47
3. 国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項	50
4. 島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項	55
5. 島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項の運用について	57
6. 島根大学障がい学生修学支援委員会要項	58
7. 島根大学障がい学生修学支援委員会要項に関する申合せ	60
8. 島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室規則	61

【配慮依頼等文書：例文】

1. 学部長あて	63
2. 授業担当教員あて	64

1.

島根大学における障がい学生支援の概要

(1) 基本方針

島根大学では、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、その能力と特性を持つ障がいのある学生（以下「障がいのある学生」という。）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うこととし、基本方針（平成28年6月22日制定）（参考資料46頁参照）を定めた。

①機会の確保

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

②情報公開

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

③決定過程

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、障がい学生支援室と関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

④教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

⑤支援体制

障がい学生支援室が関係部局と連携しながら全学的な支援体制のもとに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

⑥環境整備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

⑦実施体制

学生の修学に関わるすべての組織は、障がい学生支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。

(2) 平成30年度計画

障がい学生支援室関係の平成30年度計画は、以下のとおりである。

(関係部分のみ抜粋)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

前年度に引き続き障がい学生に対する合理的配慮等の理解促進を図るため、教職員対象のe-ラーニングを実施する。また、障がい学生に対してより充実した支援を行うためにサポート学生を20名増加させる。さらに、技能士取得対象授業科目「障がい者支援の実際」の受講学生の50%以上を、学生を対象とした学内資格である「障がい者支援技能士」として養成する。

(その他、省略)

(3) 障がい学生支援室の設置経緯

島根大学における障がいのある学生に対する支援は、「島根大学における障がい学生の修学支援に関する要項（平成22年9月15日学長決裁）により全学的な体制が整備された。具体的支援の検討は、「コアグループ会議」において実施した。

平成25年4月1日、島根大学教育・学生支援機構の設立に伴い、学生支援センターが設置された。この学生支援センターには、学生生活支援部門、学生生活支援部門及び個別支援部門が置かれ、障がいのある学生への修学支援は、個別支援部門が担当することとなった。同部門長として平成25年7月に、専任教員が配置され、障がいのある学生の修学支援体制が整備された。

平成28年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行により、国公立大学等では障がい者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が法的義務となり、組織的強化が必要となった。このため、教育・学生支援機構学生支援センターの個別支援部門が廃止され、教育・学生支援機構に「障がい学生支援室」が設置された。



(4) 構成

室長	境 英俊 (兼任 教育学部教授)
教授 (専任)	野崎 明彦
コーディネーター (兼任)	若槻 宏二
教授 (兼任・医師)	河野 美江
カウンセラー (兼任)	執行 三佳
技術補佐員 (介護福祉士)	谷本 五美 (平成29年10月1日～)
事務スタッフ	内藤 久美子

事務担当

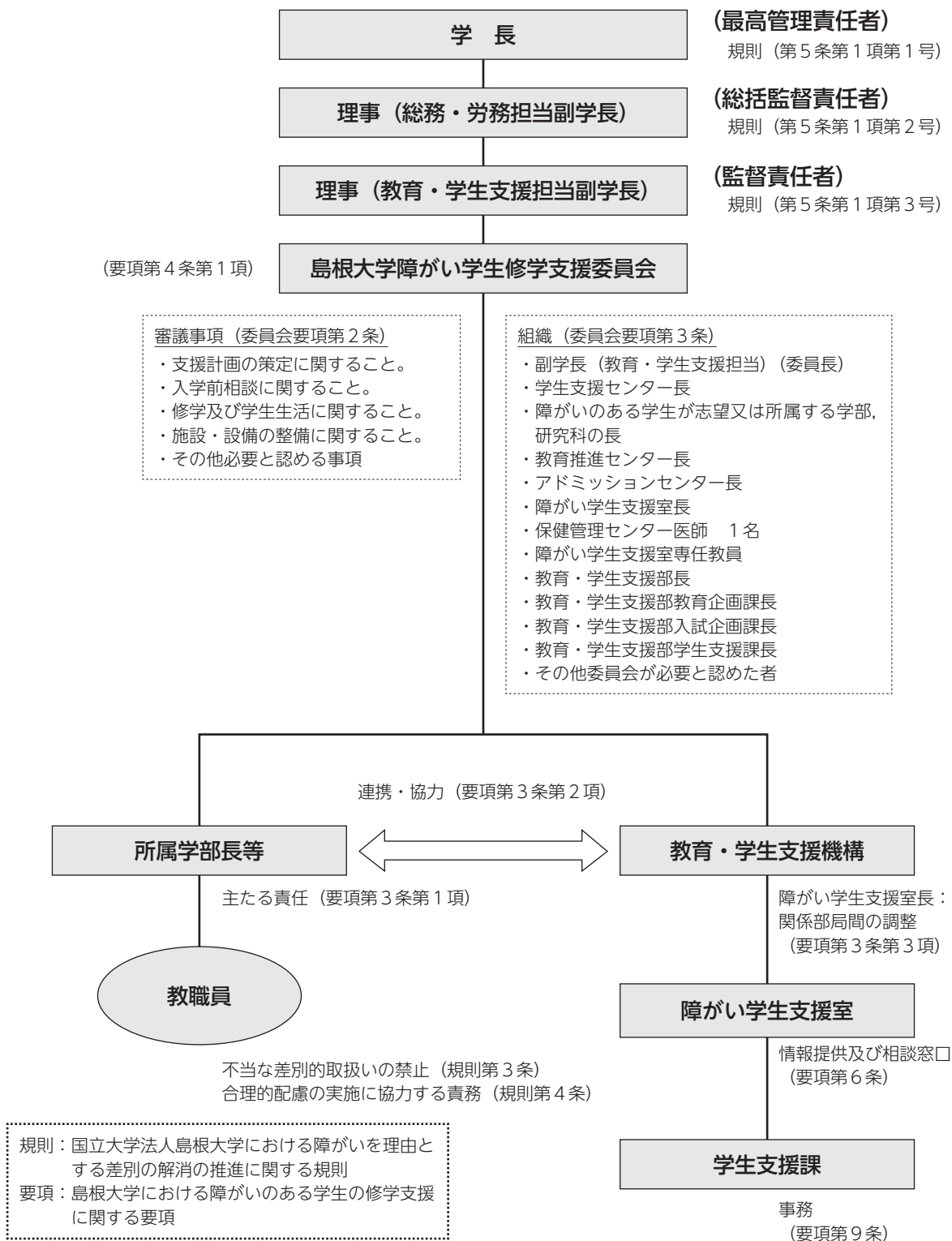
学生支援課長	寺脇 玲子
学生生活・支援グループサブリーダー	青木 孝恵

2.

支援体制等

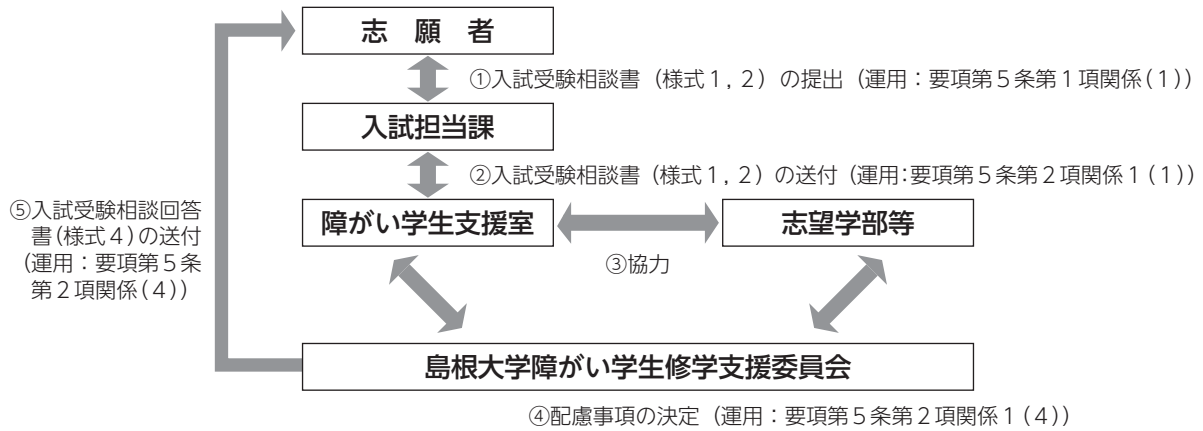
(1) 支援体制

島根大学における障がいのある学生への支援体制

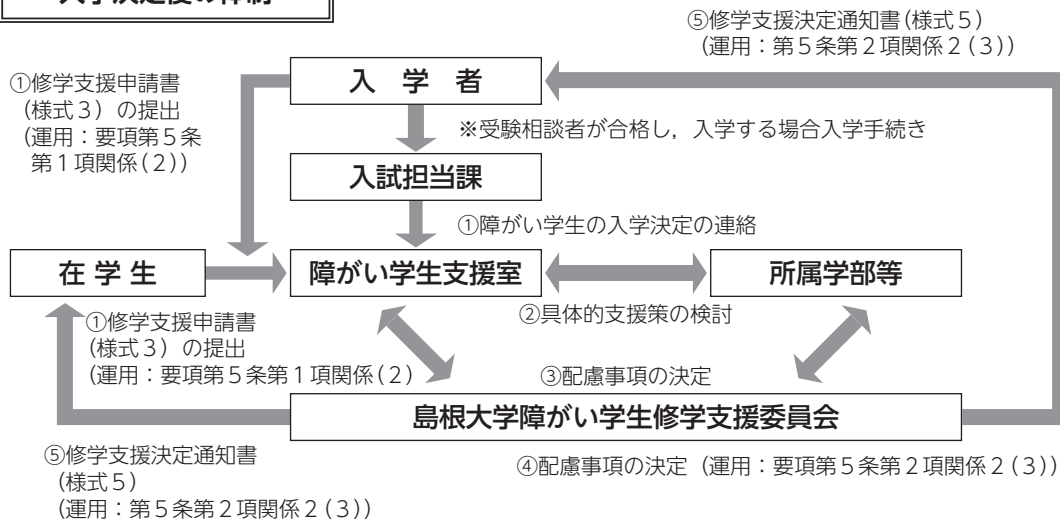


(2) 支援処理フロー

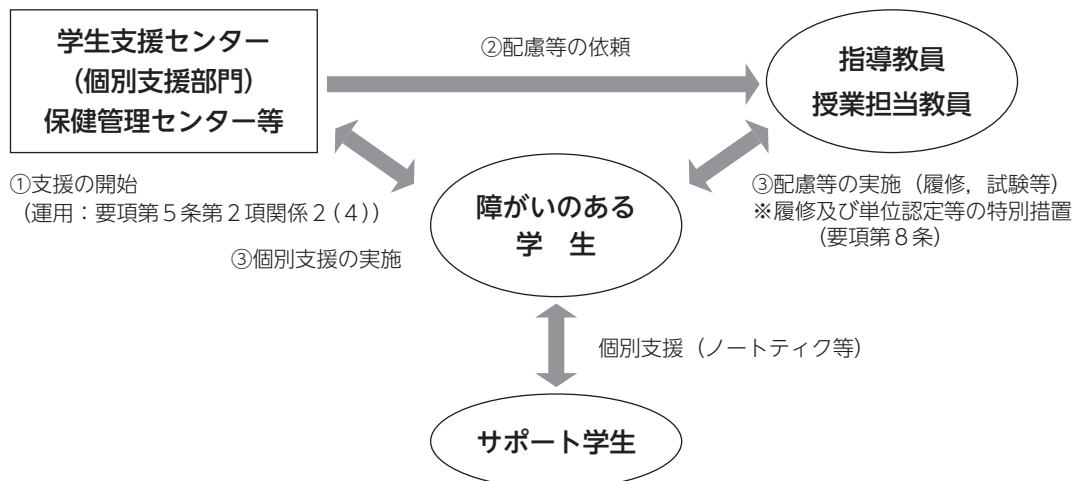
入試相談に対する体制



入学決定後の体制



支援の実施



3.

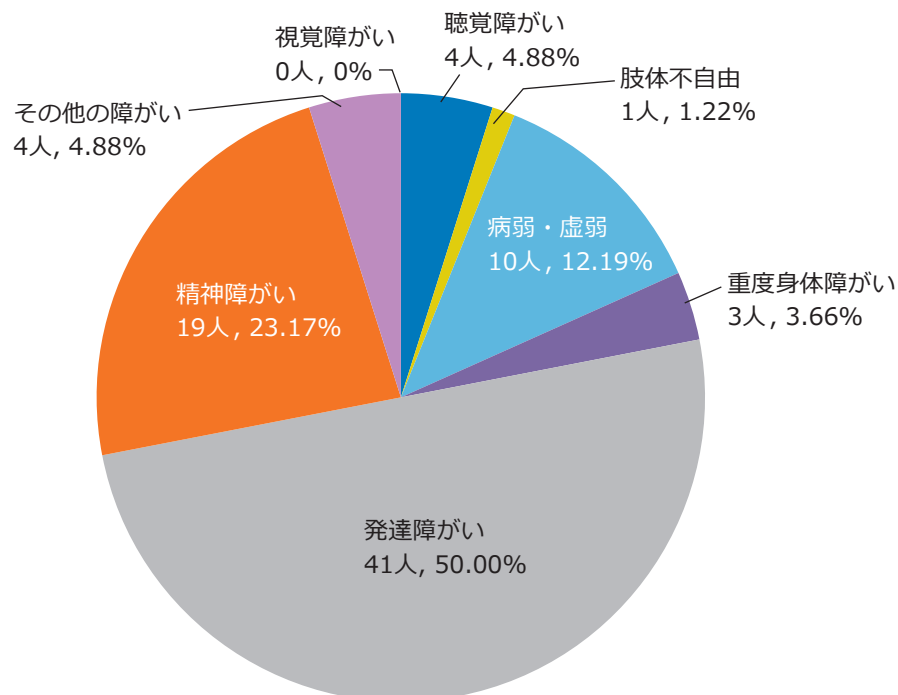
障がいのある学生の在籍状況

障がいのある学生の在籍状況は、日本学生支援機構による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の報告資料をもとに作成した。この調査は、毎年5月1日現在で実施されており、各年度末でのデータではない。

本稿では、平成29年度までは各年5月1日現在の数値とし、平成30年3月末現在の数値も参考として記載した。(30年度以降は3月末時点の数値を記載)

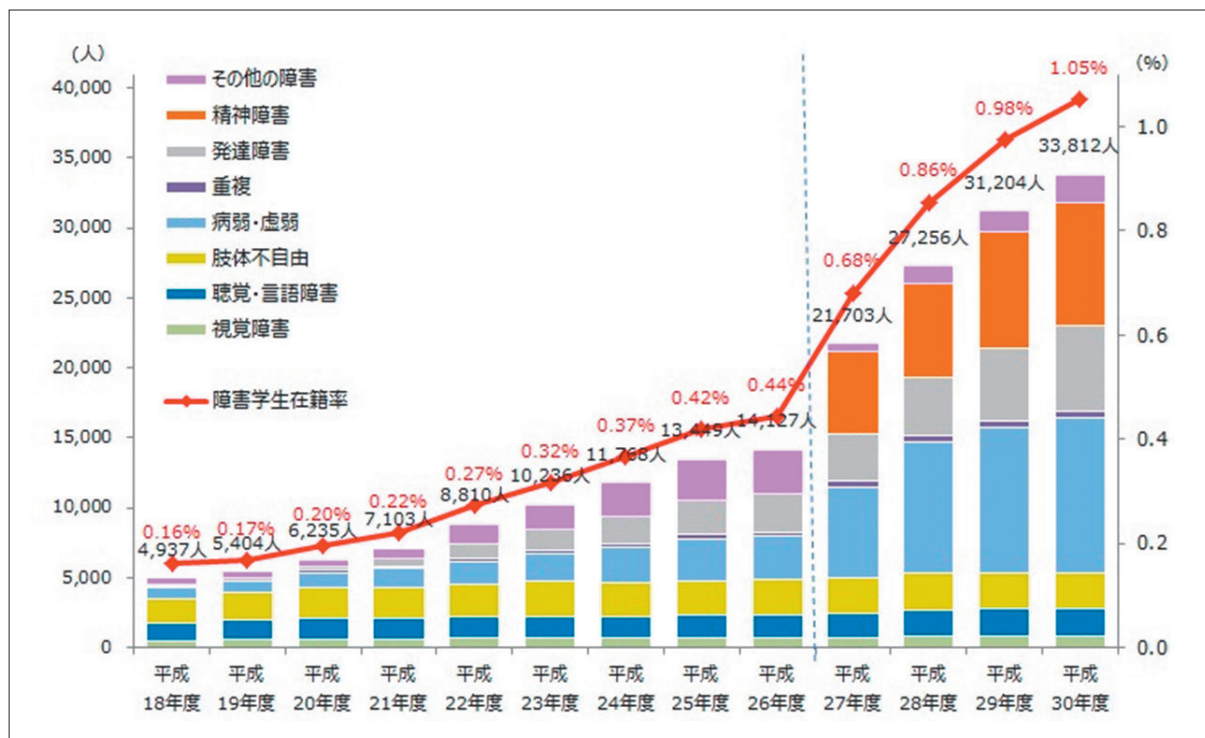
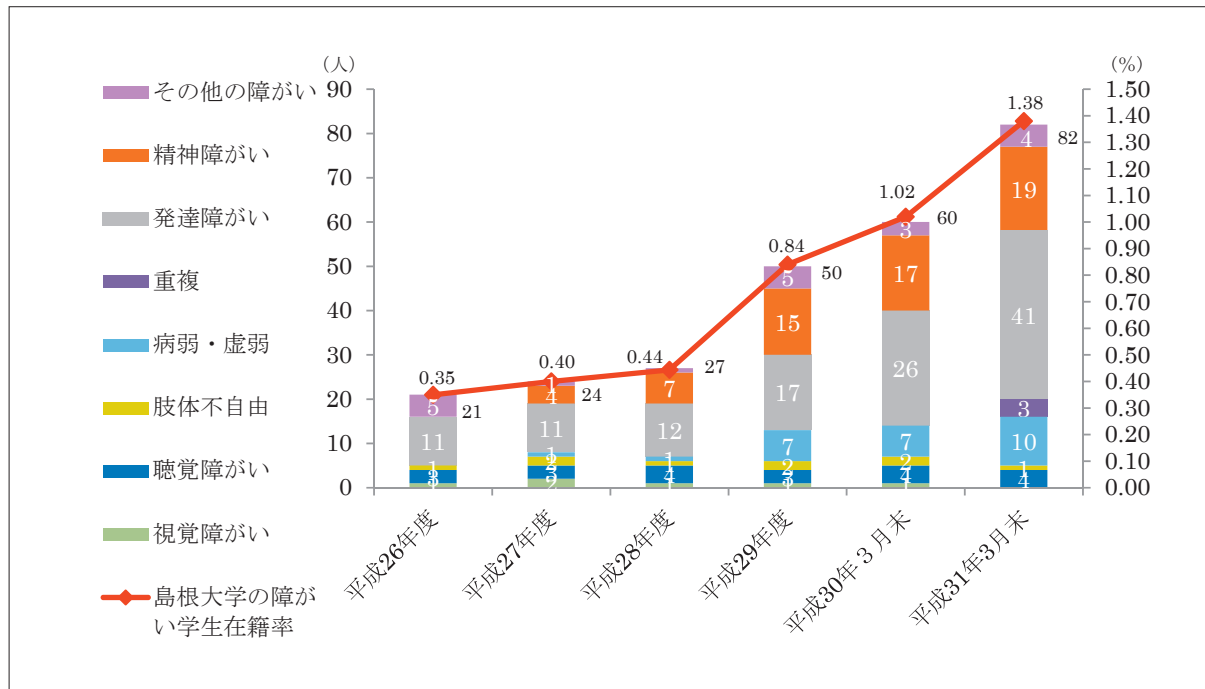
(1) 平成30年度障がい別在籍状況(平成31年3月末現在)

平成31年3月末現在の障がい別の在籍者は、以下のとおりである。障がいのある学生の総数は82名であり、発達障がいと精神障がいで全体の50%を占めている。障がい別に見ると発達障がい者が最も多く41名(前年同期26名)であり、引き続き増加傾向にある。



(2) 障がい学生の在籍者数の推移 (上段－島根大学の推移 下段－全国の推移)

平成26年度から平成30年度までの障がい別在籍者数の推移は、以下のとおりである。平成26年度から平成30年度までの全国と島根大学の障がい学生在籍率を比較すると、全国では0.44%から1.05%) に増加しており、島根大学の増加率も同様に0.35%から1.38%に増加している。



※1 障がい学生在籍率=障がいのある学生数÷学生数×100 (%)

※2 精神障がいは、平成27年度よりカテゴリーとして独立したもので、平成26年度までは「その他」に含む。

参考文献：国内の高等教育機関における障がい学生支援の推移 (日本学生支援機構)

(4) 重度障がい学生の受入

平成29年度より重度障がい者3名を初めて受け入れている。本学では、これまで重度障がい者を受け入れたことがなく、入学前の準備から入学後の様々な支援を行ってきたので、その一部を紹介する。

①入学前の準備

- ・ 学生専用休憩室の確保
- ・ 休憩室の整備
 ベッド、マット、電話、無線LAN
- ・ 講義室への障がい者用机・椅子の補充
- ・ 障がい者用トイレの改修

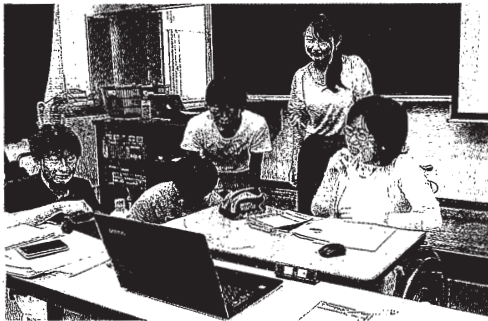
②入学後の修学支援

- ・ 介護員の配置(外部委託と介護福祉士の併用)
- ・ 学生・保護者と大学との定期レビュー
- ・ バリアフリー(構内歩道の段差解消、構内移動のためのエレベーター設置、障がい者用トイレの再改修等)

平成29年7月6日(日) 山陰中央新報 掲載

障害に配慮 キャンパス満喫

— 専用休憩室や介助員配置



同級生と授業の発表内容について話し合う藤原歩未さん(右)―松江市西川津町、島根大

島大 重度の学生3人受け入れ

手厚い体制学び支える

島根大(松江市西川津町)は、重度の障害がある学生の受け入れ態勢を整えて、専用の休憩室やトイレに加え、日中の困りごとをサポートする専門介護員を配置し、松江、出雲両市出身の女子学生3人が入学した。新設の人間科学部で学ぶ3人は、大学側の配慮に感謝し、それぞれの目標に向けて学問に励んでいる。(曾田元氣)

「一人で外出できるよう(18)松江清心養護学校出身なり、障害児教育に携わりた。藤原さんは病気で呼吸器の不調があり、学内の一室で自標を介助員がサポートする体制を整え、体調によって特別の配慮が必要。肢体不自由な原歩さん(18)出雲高校の松崎さんは介助が欠かせない。出雲市出身の松崎桃佳さん、ともに電動車いすを使

う。県外進学も考えたという。藤原さんは治療の都合で、出雲市内の自宅から通える島根大を受験した。同大は、公的機関に必要な配慮を義務付けた昨年4月の障害者差別解消法施行に合わせ「障がい学生支援室」を設置。3人の合格を受け、人間科学部棟1階にベッドを設けた休憩室、専用トイレを備えた。授業のある平日は、介護支援に取り組みNPO法人・コミュニケーションサポートいす(出雲市)の協力で、10人の専門介助員を置いた。「重い障害があっても、大学に進学して学べることを知ってほしい」と障がい学生支援室の野崎明彦教授。同大によると、全国的にも手厚い体制という。保護者や生徒を送り出した学校側も歓迎している。松崎さんの担任だった松江清心養護学校の花吉圭吾教諭(41)は「選択肢が広がる

後輩たちが進学に関心を示す。下提出で忙しい学生生活を送る松崎さんは「これまで(障害者として)サポートされる側だった。将来は支える側になりたい」と目標とする社会福祉士への思いを語る。藤原さんは「授業を手伝うようになり、卒業で議論する機会が多く、いろいろな人の価値観を学ぶ。大学の学びを生かし、人を助ける仕事に就きたい」と話した。

4.

障がい学生支援室の活動状況

障がい学生支援室では、障がいのある学生や修学等に支援を要する学生に対して、次のような支援活動を行っている。

(1) 活動内容

①学生相談

教育相談の専任教員による面談、窓口による日常支援業務、メール相談、電話相談、保護者相談等

②指導担当教員・授業担当教員との連携

教育相談の専任教員による相談、具体的支援依頼、関係教員とのケース会の開催等

③修学支援申請に係る手続き業務

支援の申請を受け、関係学部関係者との打ち合わせ会を招集するとともに、支援原案の作成

④修学支援の実施に関する事前協議の開催

障がい学生修学支援委員会委員、関係学部教職員、指導担当教員等と日程調整を行い、関係者による会議を開催し、修学支援の内容を決定する。

⑤修学支援委員会による支援開始の決定

事前協議により完成した原案により、障がい学生修学支援委員会の承認を得る。その後、本人に対し支援決定通知書を発行する。

⑥修学支援ファイル（個人記録）の作成・更新

修学支援の開始を受け、その後の一連の支援活動を個別ファイルに記録するとともに、随時更新している。

⑦授業等に関する具体的支援方法等の立案と関係教員への支援依頼の送付

修学支援が決定し、授業配慮や支援配慮等を希望する学生に対し、具体的支援案を示し承諾を得た後、関係学部と連携し、授業配慮依頼文を作成、授業担当教員等に配付する。以後、各学期ごと、履修科目に対し依頼文を通知する。

なお、支援の開始時や、学期開始時のタイムロス（履修登録完成 → 決裁 → 通知）を防ぐため、配慮の事前依頼文書（仮：室長決裁）を作成し、配付している。

⑧定期試験等における担当教員への配慮依頼

支援学生と協議のうえ、試験上の配慮が必要な場合、各授業担当と協議し、具体的配慮方法を決定した後、依頼文を配付している。

⑨各学部の修学支援担当者や、指導担当教員、学内機関との連携支援のための事務的連絡調整

各学部の修学関係者とは、支援原案の作成や、支援状況等の報告等のため協議を行っている。

また、各学部等の授業における実際の支援について、その補助（サポーターの派遣・機器の準備等）や相談に応じている。

⑩外部機関と連携した進路相談・指導（詳細は35頁参照）

⑪学生サポーターの育成（詳細は18頁参照）

⑫学内資格「島根大学障がい者支援技能士」の養成（詳細は22頁参照）

⑬学内FD・SD研修会への講師派遣（詳細は24頁参照）

⑭県内関連機関の委員、研修会講師等への専門家の派遣

障がい者の就労関連機関の主催する委員会等への委員の派遣、県教育委員会関係や県社会福祉協議会等が開催する各種研修会や講習会等へ専任教員等の専門家を派遣している。

⑮入試受験相談に対する回答原案づくりと打ち合わせ会の開催

本学の入試において、支援配慮に関する事前相談に対応し、原案の作成や打ち合わせ会議の調整、支援決定通知の発送等の業務を行っている。

⑯学校見学、体験入学、オープンキャンパス等における障がいのある生徒の受入対応

障がいのある生徒の学校見学や体験入学に対応し、支援計画の作成、参加者（校）との調整、実際の支援等にあたっている。

また、オープンキャンパスにおいても同様の業務と、相談窓口の設置などを行っている。

⑰障がい学生支援に関連する学内規則等の整備や理解・啓発業務

障がい学生の支援に関する制度の構築、学内規則・要項等の作成を行っている。平成28年度には、障害者差別解消法の施行を受け、大学としての基本方針を新たに示すとともに、学内規則・留意事項を定め、円滑な移行に努めている。

⑱交流活動（ランチミーティング）（詳細は14頁参照）

⑲障がい学生支援室の利用

障がい学生支援室は、障がいのある学生や学生サポーター等の打ち合わせや休憩室に使用されたり、福祉系サークルの打合せ室、各種講習会の会場、学校見学等の会場等多目的に使用されている。

(2) 現状と課題

- ・ 29年度より、山陰地区の中規模・大手企業で障がい者枠での正規雇用をしてくれるところが続いている。大都市近郊の流れがやっと地方にも移ってきたのではないかと考えている。
- ・ 学生サポーターの養成は順調であり、29年度より規定を設けて「島根大学障がい者支援技能士」の学内資格を発行することになった。しかし、情報支援等を必要とする対象学生がまだ少なく、活動実績につながっていない。
- ・ 平成29年度より、身体介助（移動・生活等）や医療介助（吸引等）を必要とする車いす学生が3名入学し、非常勤の有資格介助員を新たに雇用したり、外部の訪問介護事業所と契約したりして対応している。
- ・ 平成28年度から、島根大学障がい学生支援室年報を発行した。（各翌年発行）
- ・ 依然として発達障がいに起因する2次障がいや、精神障がいのため、授業に参加しづらい学生が増加しており、その対応に苦慮している。
- ・ 授業に参加できない学生に対しての有効なシステム（制度）の構築が急がれる。
- ・ 専任教員1名で対応しており、個別面談や支援、他機関等との調整などが飽和状態となっており、人的整備が急がれる。
- ・ 同様に事務体制の改善も必要となっている。

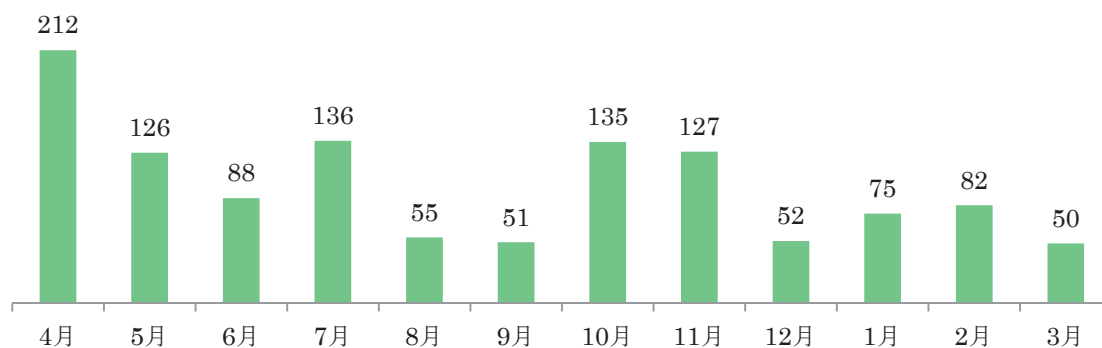
(3) 利用状況

平成30年度の障がい学生支援室の利用状況は、次のとおりとなっている。

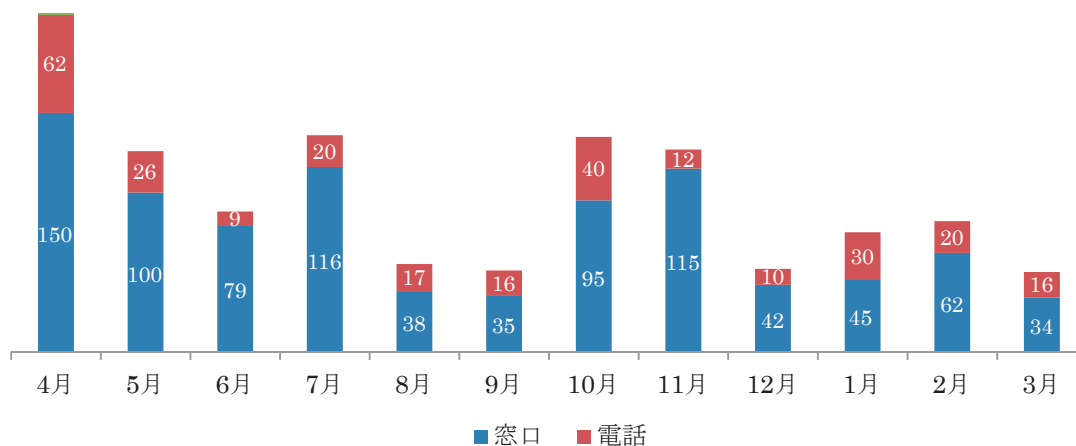
月別	支援学生			学生サポーター			その他の学生			学生合計	教職員			保護者			外部利用者等			合計
	窓口	電話	小計	窓口	電話	小計	窓口	電話	小計		窓口	電話	小計	窓口	電話	小計	窓口	電話	小計	
4月	74	5	79	12	4	16	17	2	19	114	23	47	70	3	0	3	21	4	25	212
5月	82	1	83	1	0	1	2	0	2	86	11	15	26	0	0	0	4	10	14	126
6月	50	2	52	4	0	4	11	1	12	68	6	5	11	0	1	1	8	0	8	88
7月	72	2	74	4	0	4	27	0	27	105	4	13	17	0	0	0	9	5	14	136
8月	21	0	21	0	0	0	11	1	12	33	6	11	17	0	1	1	0	4	4	55
9月	16	0	16	0	0	0	9	0	9	25	7	15	22	0	0	0	3	1	4	51
10月	53	0	53	1	0	1	21	0	21	75	9	32	41	0	0	0	11	8	19	135
11月	37	0	37	2	0	2	17	0	17	56	7	6	13	0	0	0	52	6	58	127
12月	35	0	35	0	0	0	6	1	7	42	0	6	6	0	0	0	1	3	4	52
1月	35	0	35	0	0	0	7	1	8	43	1	20	21	0	2	2	2	7	9	75
2月	34	0	34	0	0	0	10	0	10	44	5	19	24	0	0	0	13	1	14	82
3月	23	0	23	0	0	0	5	0	5	28	2	15	17	0	0	0	4	1	5	50
合計	532	10	542	24	4	28	143	6	149	719	81	204	285	3	4	7	128	50	178	1,189

(その他メールでの利用も多数あり)

ア 月別利用件数



イ 月別利用件数 (申込み種別)



(4) ランチミーティングの開催

障がいのある学生がサポーター・教職員と一緒に、昼食を共にすることでコミュニケーションを図るために企画・実施されている。

開催日	開催時間	参加者数	備考
平成30年5月16日(水)	11:45~12:45	障がい学生 5名 教職員 4名	
平成30年6月13日(水)	11:45~12:45	障がい学生 3名 教職員 3名 サポーター等 1名 養護学校生徒 3名 養護学校教員 2名	
平成30年7月11日(水)	11:45~12:45	障がい学生 4名 教職員 3名 サポーター等 1名	
平成30年10月17日(水)	11:45~12:45	障がい学生 4名 教員 1名	
平成30年11月22日(水)	11:45~12:45	障がい学生 3名 教員 1名 サポーター等 2名	
平成30年12月19日(水)	11:45~12:45	障がい学生 6名 教員 1名	

ランチミーティング

11月22日(木) 11:45~12:45

場所：総合理工学部2号館1階 障がい学生支援室
♪メインストリートから[WELCOME!]が見える部屋♪

色々な仲間と一緒に楽しく♪
お昼ご飯を食べませんか？ランチを持って来てください。
興味のある方はお気軽にお問い合わせください。
皆さんの参加をお待ちしています♪♪

TEL:0852-32-9770(平日 9:00~17:00)
MAIL:ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp
HP:https://www.disability.shimane-u.ac.jp/
障がい学生支援室

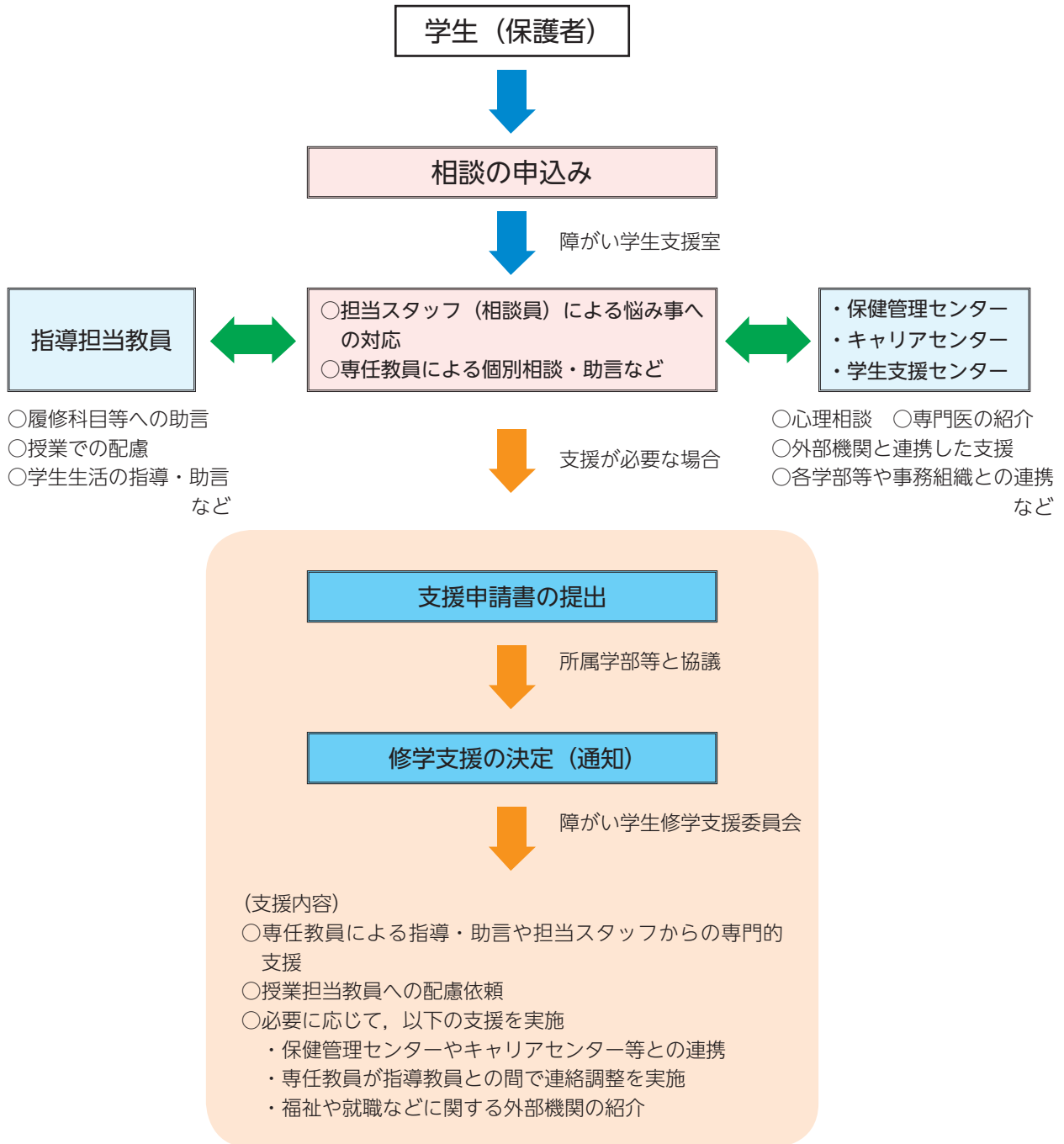



5.

支援・相談の流れと相談実績

(1) 支援・相談の流れ

障がいのある学生及び何らかの課題を有する学生、その保護者等からの相談については、次のような流れで対応している。(入学前からの相談体制は、5頁参照)



(2) 修学相談

ア 学生・保護者との個別面談の実績

平成28年4月1日、障がい学生支援室の設置に先駆け、平成25年7月1日から相談担当の専任教員を配置し、本学の組織的な障がい学生支援が開始され、総相談回数は平成30年度1,580回で前年度比約12%増となっている。なお、平成25年度については、7月以降（専任教員着任後）のデータを記載した。

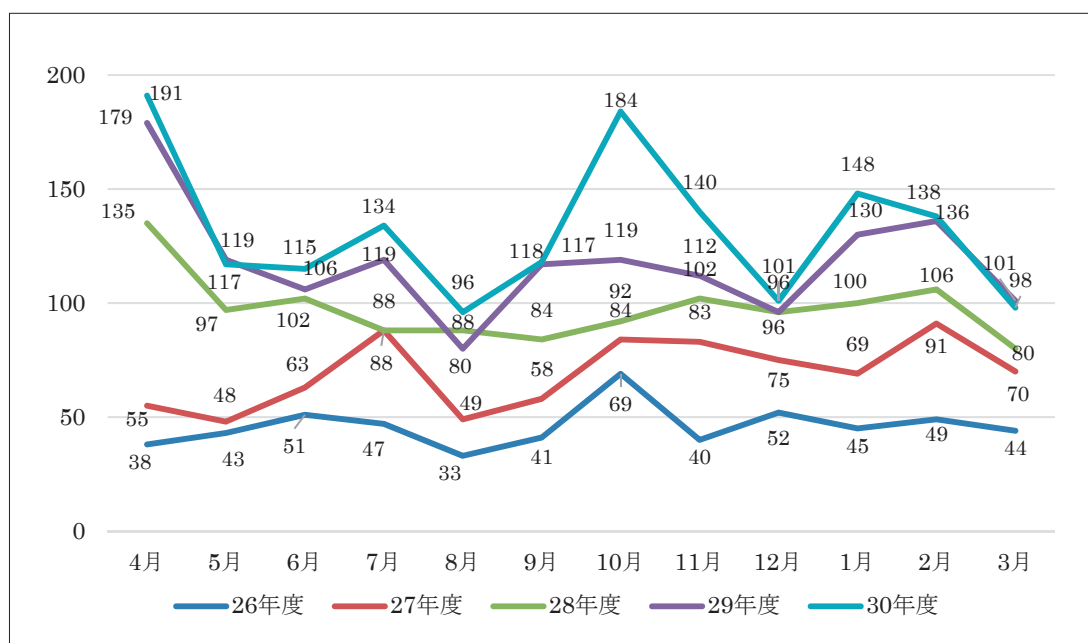
①年度別相談回数

単位：回

	総相談回数	左記のうち相談別内訳			左記のうち 保護者を含む相談
		直接面談	電 話	メール	
平成25年度	136	120	9	7	7
平成26年度	552	479	56	17	40
平成27年度	833	594	184	55	109
平成28年度	1,170	641	375	154	205
平成29年度	1,414	776	481	157	168
平成30年度	1,580	854	433	293	170

注：平成25年度は、専任教員着任後（7月1日）のデータを示す。

②月別相談回数の推移



③キャンパス別の個別相談回数（平成30年度）

松江キャンパス 1,426回

出雲キャンパス 154回

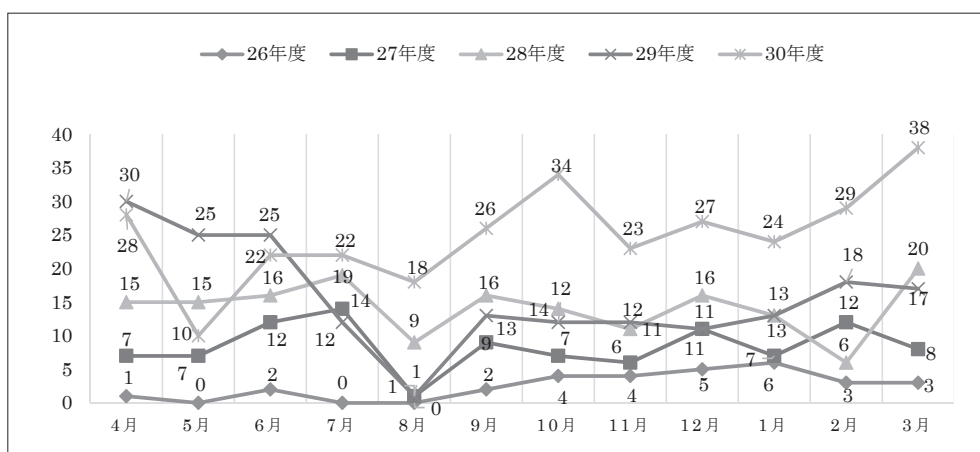
イ 指導教員等との相談の実績

指導教員及び授業担当教員等との相談や助言等の回数は、以下のとおりである。

①年度別相談回数

・平成25年度（7～3月）	13回
・平成26年度	30回
・平成27年度	101回
・平成28年度	170回
・平成29年度	189回
・平成30年度	301回

②指導教員等との面談回数の推移

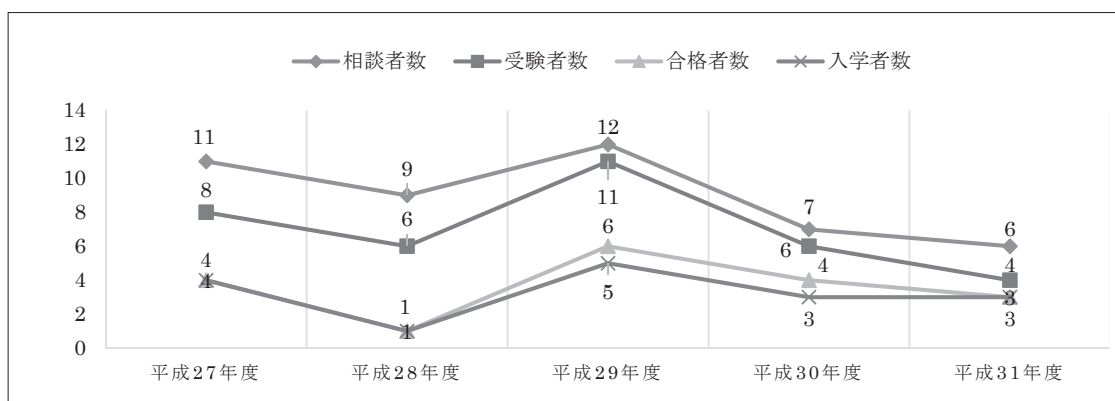


③キャンパス別の教職員相談回数（平成30年度）

松江キャンパス	262回
出雲キャンパス	39回

(3) 入試相談

平成31年度入試における受験前相談は、相談者数、受験者数、合格者数、入学者数は、いずれも前年度より減少した。



6. 学生サポーターの活動と養成

本学では、障がいのある学生の修学上の課題をサポートするため、学生サポーターを募集・養成している。制度及び活動の概要や、養成講座の実施、講習会の内容、養成実績等は次のとおりである。

(1) 概要

障がい学生支援室では、障がいのある学生の修学を支援することを目的として、サポートを希望する学生を募集し、学生サポーターとして登録している。

サポーターの養成や、専門性の向上としては、希望者が履修できる教養育成科目(社会人力養成科目)「ボランティアと障がい者支援」(シラバスは、20頁参照)の開講や内容別の講習会等(教職員も参加可能)を企画・開催している。

サポーターの配置については、支援室が障がいのある学生の要望を受け、時間的要素や、経験、研修歴等を考慮して、サポート学生との間で調整を行い、決定している。報酬については、サポートする内容・状況により、ボランティアや一部有償としている。

これまでに実施されたサポート活動としては、ノート(PC)テイク、別室受験の補助、学内の移動補助、教室環境のセッティング、履修上の相談などがある。

(2) 養成

①講座の開講

平成27年度より、学生サポーターの養成も兼ね、前期講座として教養育成科目(社会人力養成科目)「ボランティアと障がい者支援」を開講し、ボランティアに関する基礎知識や、障がい者支援における心構え、各種障がい種別の基本的支援方法(実践)などについて講習している。

この科目を習得した学生については、本人の同意を得たうえで基本的に学内の学生サポーターとして登録し、障がい学生の支援等に協力してもらっている。また、後出の講習会や、ランチミーティングなどの支援室の企画する活動等の案内も送られることになっている。

平成29年度の後期からは、さらに専門性を向上させるための上級講座として、「障がい者支援の実際」(2単位)を新規に開講した。

②講習会の開催

支援登録された障がい学生のニーズ等に合わせ、更に専門の知識や技能を習得してもらう事も広く募集している。

なお、平成30年度に開催された講習会は、次のとおりである。

講習会等名	開催日時	参加者数
ノートテイク講習会	平成30年11月28日(水) 15:00~16:30	9
//	平成30年12月14日(金) 10:00~11:00	2

7.

教育活動

障がい学生支援室では、障がい（者）への理解や、配慮（支援）技術などを、広く学内での普及・向上を図るため、次のような教育活動を行っている。

（1）授業科目「ボランティアと障がい者支援」の開講

平成27年度より、前期に教養育成科目(社会人力養成)「ボランティアと障がい者支援」を開講している。

「ボランティアと障がい者支援」では、ボランティアの基礎知識や心構え、松江市ボランティアセンターの見学や実習(車いす介助)、主たる各障がいにおける教育の現状や支援の基礎知識について、ゲストスピーカーを交えながら基礎応用の内容を中心に講義している。

また、この講義の受講修了学生については、障がい学生支援の学生サポーターとしても登録され、その後、学内の様々な場面で活躍している。

この講義の中では、各人がそれまで抱いていたボランティア観や障がい者観の変容も目的としていて、そうした内容について、学生による授業評価においても高い評価（調査全項目で平均値以上）を得ている。

受講学生数は、平成27年度18名、平成28年度19名、平成29年度35名、平成30年度38名であった。

（2）授業科目「障がい者支援の実際」の開講

平成29年度より、後期に（1）「ボランティアと障がい者支援」の受講修了者を主な対象として、より専門的な内容を追求する教養育成科目（社会人力養成）「障がい者支援の実際」を開講している。

「障がい者支援の実際」では、障がい者を実際に支援する際に必要な、知識・技能の基本を習得することを目標として、聴覚、視覚、肢体不自由、病弱・虚弱（精神障がいを含む）、知的障がい、発達障がいに関して学習している。

具体的内容としては、ノートテイクやガイドヘルプ（手びき）、車いす介助などの体験実習、各障がい特性と対応方法の理解、支援に臨む際の姿勢や意識などについて講義を行っている。

一定の条件をクリアして、この「障がい者支援の実際」の単位を修得した学生は、就職活動等に活用できるように、学内資格である「島根大学障がい者支援技能士」の資格が申請により付与される。（詳細は22頁参照）

受講学生数は、平成29年度18名、平成30年度17名であった。

8. 進路・就職支援

障がいのある学生への進路・就職支援については、以下のとおりである。

(1) 個別面談やキャリアセンター等を通じた就職支援

修学支援を実施している障がい学生の進路・就職支援については、大きく3つのパターンに分類される。

①授業等への対応に関する修学支援は実施しているものの、就職や進路の決定に関しては、学内のキャリアセンターなどを利用して、自力で決定まで至ることのできるケース

(具体的対応)

個別面談を通じ、本学のキャリアセンターが実施する「キャリア・就職ガイダンス」の受講をはじめとする、様々な進路就職支援や、外部の支援団体等を紹介したり、利用を促したりすることによって、自力で就職活動を行うことや、進路決定にまで至ることができる場合については、障がい学生支援室の具体的支援として個別面談を通じた、進行・状況確認と、各段階への道筋を示すだけの内容にとどまっている。

②面談等を通じた、個別の進路・就職指導が必要なケース

(具体的対応)

本人の障がい特性を考慮して、必要があれば、障がい者手帳の取得を勧めたり、外部の障がい者就労支援機関を紹介するといった支援を行っている。

また、キャリアセンターと連携して、インターンシップ先の開拓・確保を行うなどの対応もしている。〈詳細については、35頁参照〉

③卒業・修了までに至るのが精一杯で、就職・進路の相談まで行う余裕がないケースや途中で退学等の方向転換を余儀なくされるケース

(具体的対応)

卒業後や退学後の就職活動に備え、地元の障害者職業センターやハローワーク、発達障がい者支援センター、民間の職業斡旋会社などを紹介している。

また、卒業もしくは就職後、退学後についても、継続して相談を希望する学生に対しては、引き続き、後指導として継続した相談を受け付けている。

(2) 平成30年度卒業生・修了生の進路状況

平成30年度、本学に申請登録をして、支援等を受けていた卒業生（8名）の進路状況は次のとおりである。

- ・学部卒8名 民間企業4名（正規一般枠雇用3名・正規障がい者枠雇用1名）
教員1名（私学高校教員）、地方公務員1名（正規一般枠）、大学院進学1名
未定1名（地元の就労支援組織へ引継）

9.

学内資格「島根大学障がい者支援技能士」の創設

(1) 目的

障がい学生支援室では、障がいのある学生への理解・促進を図るため、授業科目の開講や学生サポーターの養成等に努めている。

また、社会においては障がい者への差別解消が進められている中で、本学において障がいのある学生の受入れをより積極的に行うためにも授業等で修得した様々な知識・技能に対して、意識の醸成及び就職支援の一助と「島根大学障がい者支援技能士」の学内資格を付与することとした。

(2) 資格付与基準

資格の付与は、下記のすべての要件を満たした者とする。なお、この資格の名称が決定される以前にすでに取得した(1)及び(2)の要件を含むものとする。

- (1) 教養育成科目「障がい者支援の実際」(後期2単位)を履修した者で成績評価「秀」又は「優」であること。
- (2) 本学入学後において、障がい者支援に関する研修会等に参加又は支援活動を実施した者

(3) 認定証の授与

令和元年5月22日に授与要件を満たした17名(うち授与式出席者6名)の学生に対し、境障がい学生支援室長から認定証が授与された。



障害者介助の学内資格

島大が「支援技能士」創設

講義と現場実習 社会生活役立て狙う

島根大が障害者介助の講義を受けた学生に与える学内資格「障がい者支援技能士」を創設した。障害のある学生の増加に伴い、介助を担う学生を増やすとともに、障害者雇用が進む中で技能を身に付け、今後の社会人生活に役立ててもらおうのが狙い。認定書を受けた第1期生となる18人が、資格を生かしたボランティア活動の推進を誓った。

(古和隆宏)

島根大は2015年度に障害のある学生の移動介助や、講義内容を書き留める学生のボランティアサポーター制度を設けている。障害のある在学生数が17年度54人(前年39人増)に上り、事務職員や学生サポーターに加え、的確に介助できる学生が必要と判断し、学内資格に広げた。

講義(14コマ)と、介助

現場での実習(1コマ)で「秀」か「優」を得た学生に与える。取得したベトナム人留学生で法文学部2年のドー・ティ・フェさん(22)は、講義を通じて貴重な体験ができたとし「帰国して日本で学んだ福祉介助の技術や知識を広めたい」と話した。

企業や公的機関の法定雇用率を定めた雇用促進法の施行で障害者の就業が進む中、介助技術を身に付けてもらい、障害者の社会参加を促す狙いもある。講義を



「障がい者支援技能士」の資格を取得したドー・ティ・フェさん(右)

担当する野崎明彦・障がい者と、企業や自治体など全学生支援室専任教員は「今後は障害者と接する機会が増える。一人でも多くの学生に取得してほしい」と願った。

島根、鳥取両労働局によ

ると、企業や自治体など全従業員数に占める17年度の障害者雇用率は、島根が前年度比0・08増の2・25%、鳥取は0・05増の2・16%となっている。

10. 理解促進・啓発活動

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が平成28年4月1日から施行され、これを受けて本学でも「国立大学法人島根大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大規則第83号）」を制定、施行した。

本学では、研修・啓発の一環として、e-ラーニングにより全教職員へ周知した。

(1) 学生生活案内への掲載

平成30年度入学生に配付した「学生生活案内2018」に「障がい学生支援室」の利用等に関する情報を掲載した。

7 障がい学生支援室

障がい学生支援室とは

障がい学生支援室は、障がいのある学生のみさんの修学や進路、学生生活などに関する悩みへの相談や支援を行っています。また、サポートスタッフ（学生その他）の研修会の開催、補償機器の貸し出しや紹介、外部支援機関との橋渡しなども行っています。当初の相談には、診断書や障がい者手帳等は必要ありませんので、悩みを相談できる場所が分からない方、もしかして…と思われる方、保護者の方も、気軽に訪ねてください。支援室の交流スペースには、障がいや悩みのある学生のみさんと、サポートスタッフ（学生その他）との交流の場も設けていますので、相談以外の方々も、お気軽にご利用ください。

支援室の場所

総合理工学部2号館1階にあります。



相談から支援決定までの流れ

スタッフによる簡単なアドバイスなどをもらったり、専任教員の面談・カウンセリングなどを受けることができます。面談等の話し合いを通じて、必要と思われる方は、大学に支援申請を行い、大学全体としての組織的な支援も受けることができます。

■支援決定までの流れ

```
graph TD; A[相談(受付)] --> B[面談(専任教員や相談員と)]; B --> C[面談の継続]; C --> D[修学支援申請書の提出(審査)]; D --> E[承認];
```

本人と話し合いのうえ、授業上の配慮、修学環境の配慮、試験上の配慮、社会的スキルの指導、進路相談など、必要な具体的支援がはじまります。(大学としての支援が開始)



お問い合わせはこちらへ

障がい学生支援室
●窓口/総合理工学部2号館1階 ●時間/平日9:00～17:00
TEL.0852-32-9770
E-mail: ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp

(2) SD・FD研修会等の実施

障がい学生への修学上の支援について、その必要性や、具体的対応方法、留意点などを教職員に啓発するため、次のようなSD・FD研修会等を開催もしくは開催協力し、専任教員を講師として派遣した。

なお、平成27年度までは、学生支援センター個別支援部門としての活動であり、その後、平成28

年度からは障がい学生支援室が継承している。

また、研修内容としては、平成26年度は、学内の障がい学生の修学支援体制の説明が主であったが、平成27～29年度からは、障害者差別解消法の施行に向けた学内対応に関する解説を中心として実施、平成30年度は、大学での障がい学生支援に関する現状と今後をテーマとした全学FD・SD研修会を1回、e-ラーニングによる教職員対象研修と、個別学生に対するケース会議を中心に実施した。

年 度	開催月日	研修会等名	参加者数
平成26年度	6月18日	総合理工学部 学生委員研修	8
	7月31日	医学部看護学科FD研修会	30
	9月2日	教育学生支援機構職員SD研修会	50
	9月9日		
	10月22日	法文学部FD研修会	80
平成27年度	4月8日	医学部FD研修会	40
	7月8日	総合理工学部 領域会議 個別ケース研修会	25
	7月15日	教育学部 教育実習担当者 個別ケース研修会	6
	7月24日	医学部看護学科FD研修会	28
平成28年度	6月22日	総合理工学部FD研修会	100
	10月	教員対象研修 (e-ラーニング) ※	783
	10月	職員対象研修 (e-ラーニング) ※	1,193
	11月30日	法文学部言語文化学科FD研修会	24
	3月7日	教育学部 教務・学生支援委員会FD研修会	15
	3月28日	地域未来戦略センター FD・SD研修会	10
平成29年度	4月	人間科学部FD研修	30
	5月	// 指導担当教員等個別ケース研修会	9
	7月	教職員対象研修 (e-ラーニング) ※	1,781
	//	教育学部教育実習担当教員個別ケース研修会	8
	10月	法文学部歴史と考古コースFD研修	10
平成30年度	4月20日	法文学部歴史と考古コースFD研修	10
	9月6日	全学FD・SD研修会 (講師：信州大学高橋教授、京都大学船越特任准教授)	49
	9月	教職員対象研修 (e-ラーニング) ※	1,578
	2月19日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 総合理工学部物質化学科教員	25
	2月27日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 教師教育研究センター (3名)	3
	3月11日	UDトークに関するFD研修 (京都大学宮谷コーディネーター) 物質化学科教員、障がい学生支援室	15
	3月20日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 総合理工学部教授会、COC担当者	79
	3月28日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 COC担当者	8

※職員対象研修のe-ラーニング教材は、次頁以降参照



平成30年度職員対象研修

第1部

島根大学の障がい学生支援
について



1

はじめに

2016年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、その中では、障がい者差別の禁止と合理的配慮の不提供の禁止が定められました。

本学においても「島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」を策定し、障がい者への差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止について取り組んできたところです。

本研修では、その取組み内容や事例等を示すことにより、構成員の皆さんに、よりその内容を理解していただくことを目的としています。

研修内容

1. 障害者差別解消法を踏まえた基本的な考え方
2. 島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針
3. 本学での合理的配慮内容の決定手順
4. それぞれの障がいに対し、配慮する事項
5. 事例解説
6. まとめ

2

1. 障害者差別解消法の基本的な考え方

○基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い:

正当な理由なく何らかの条件を付すことです。正当かどうかは個別事案ごとに判断しますが、一般的・抽象的理由は不適切です。

2 合理的配慮:

平等に「教育を受ける権利」を確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。ただし、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

障害者差別解消法等において、大学等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等の提供が求められている障害者の範囲は、

障害のある学生以外の、例えば、
大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、
附属学校に在籍する児童生徒、
病院等の附属施設への訪問者等、
大学等が提供する事業に参加する全ての者 が含まれ、

広い範囲での対応が求められることに十分留意する必要があります。



3

2. 島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針（平成28年6月22日 島根大学長）

本学では、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの各法律の基本理念に則り、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、障がいのある学生を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うことについて、以下のとおり基本方針を定めました。

内容は、「機会の確保」「情報公開」「決定過程」「教育方法等」「支援体制」「環境整備」「実施体制」について、本学として実施すべき基本的な方針を明記しています。

基本方針を受けて、各種規則・申合せを制定しており、障がい学生支援室のホームページに掲載をしていますので、詳しくは、以下のページをご覧ください。

[障がい学生支援室「基本方針（規則等）」](#)

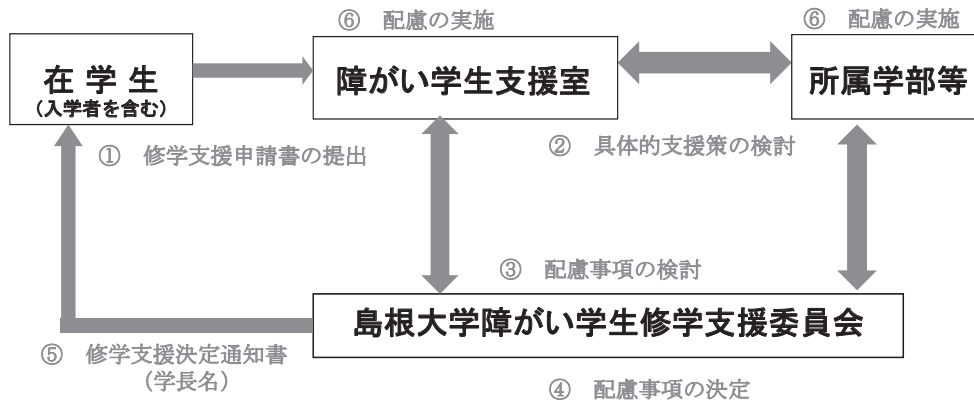
「障害」と「障がい」について

本学では、「障害」ではなく「障がい」と表記しています。「害」の意味が「損なうこと。悪くすること。（広辞苑）」であることから、「障害者」が他者を害する存在であるとみなすような表記を多少なりとも緩和し、人権を尊重したいという思いからです。法律上等での名称は変更できませんが、本学で使用する規則等については「障がい」と表記することとしています。

4

3. 本学での合理的配慮内容の決定手順

本学では、以下の流れにより、障がいのある学生に対する支援を行っています。支援依頼があった場合は、配慮内容を確認のうえ、支援をお願いします。



組 織

1. 副学長(教育・学生支援担当)
2. 学生支援センター長
3. 障がいのある学生が志望又は所属する学部・研究科の長
4. 教育推進センター長
5. アドミッションセンター長
6. 障がい学生支援室長
7. 保健管理センターに配置する専任教員のうち医師である者1名
8. 障がい学生支援室専任教員
9. 教育・学生支援部長
10. 入試企画課長
11. 教育企画課長
12. 学生支援課長
13. その他委員会が必要と認めた者

5

4. それぞれの障がいに対し、配慮する事項

ここからは、本学で行なっている学生への配慮事項を紹介していきます。

■視覚障がい学生への支援

視覚障がいとは

盲……視覚による教育が不可能又は著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用しての教育が必要な程度

弱視……視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上の配慮が必要な程度

視覚障害学生のニーズの例

文字情報へのアクセスに関する支援

教材、試験問題等の点訳・拡大

印刷物のテキストデータ化

対面朗読

照明、明暗環境の整備

環境把握と移動に関する支援

地理的環境に関するオリエンテーション

視覚的、触覚的目印の整備

ガイドヘルプ等

感覚障がいの場合、個々の障がいの程度により配慮方法は大きく異なります。個々の要望を直接本人と確認することが重要です。

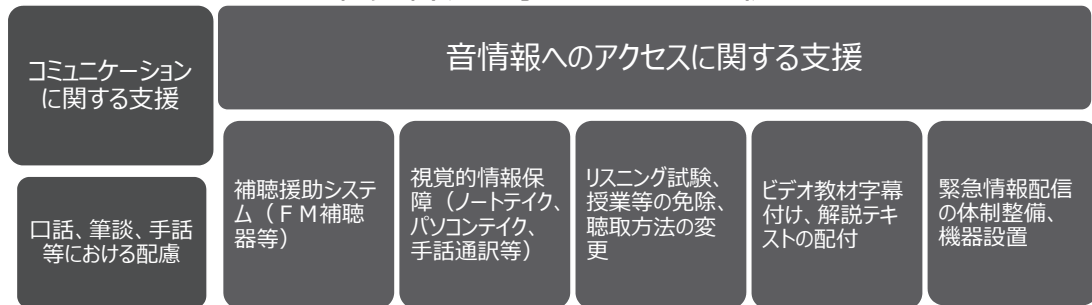
■聴覚障がい学生への支援

聴覚障がいとは

聾……両耳の聴力損失60デシベル以上、又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な程度

難聴……両耳の聴力損失60デシベル未満、又は補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度

聴覚障がい学生のニーズの例



視覚障がいと同様、感覚障がいの場合、個々の障がいの程度により配慮方法は大きく異なります。個々の要望を直接本人と確認することが重要です。

■肢体不自由学生への支援

肢体不自由とは

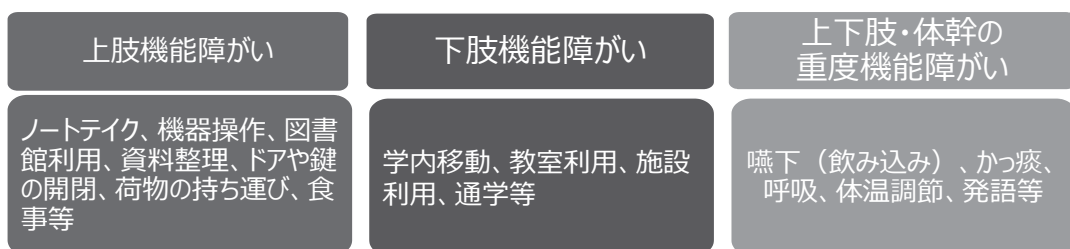
上肢機能障がい……腕、手、指及び各関節に関する機能障がい

下肢機能障がい……脚、足指及び各関節に関する機能障がい

上下肢機能障がい……上肢、下肢の両方に関する機能障がい

他の機能障がい……体幹（胴体）に関する機能障がい、上肢と体幹、下肢と体幹、上下肢と体幹に関する機能障がい及び運動の障がい

肢体不自由学生のニーズの例



肢体不自由の障がいの場合、損傷部位や病名などにより対応が異なってきますので、個々の要望を直接確認することが重要となってきます。

■病弱・虚弱学生への支援

病弱・虚弱とは

○心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度

○身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度

病弱・虚弱学生のニーズの例

通院、治療、定期健診等	体調不良	発作	アレルギー	服薬	治療、生活	移動	通学
遅刻、欠席配慮	欠席、途中退席配慮、休憩室の確保	緊急対応マニュアル、医療機関との連携	食品、薬品等原因物質に関する配慮	授業中の服薬、薬剤等の保管	人工透析等の場所の確保、体位変換	車椅子、簡易ベッドの利用	自動車通学、専用駐車場の確保

病弱・虚弱による障がいの場合、病状や病名により対応が異なってきますので、個々の状態にあわせ判断することが重要となってきます。

■発達障がい学生への支援

発達障がいとは

※（ ）内は平成26年度までの「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」における障がい区分表記

S L D……………限局性学習症／限局性学習障がい（L D：学習障がい）

A D H D……………注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障がい

（A D H D：注意欠陥／多動性障がい）

A S D……………自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障がい

（高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群）

発達障がい学生のニーズの例

授業	履修登録	試験	コミュニケーション	スケジュール管理	情報取得	就職支援
講義録音許可、板書撮影許可	履修計画、授業選択指導	別室受験、試験時間延長、解答方法配慮	対人関係トラブル、居場所確保	出席、提出物期限	注意事項文書伝達	社会的スキル指導、エントリーシート作成指導

発達障がいは、学習の問題にとどまらず、周囲の人との対人関係や普段の行動など、様々な困難が生じ、2次的にメンタル面の症状を引き起こすことも多いことに留意する必要があります。また一人ひとりの状況がそれぞれに異なります。

■精神障がい学生への支援

精神障がいとは

統合失調症、気分障がい（躁病、うつ病、双極性感情障がい、持続性気分障がい等）、神経症性障がい等（不安障がい、強迫性障がい、適応障がい、解離性障がい、身体表現性障がい、神経衰弱等）、摂食障がい、睡眠障がい、高次脳機能障がい、依存症候群、人格障がい、トゥレット症候群、性別違和（性同一性障害）、選択性緘黙（場面緘黙）、知的障がい等

精神障がい学生のニーズの例

試験	履修登録	授業	コミュニケーション	通院、体調不良	名称、施設利用	就職支援
別室受験、試験時間延長、解答方法配慮	履修計画、授業選択指導	板書の撮影・講義録音許可、ノートテイク	対人関係トラブル、カウンセリング	出席、遅刻、途中退席、服薬	名簿、呼称、トイレ、更衣室、健康診断	社会的スキル指導、エントリーシート作成指導

精神障がいに由来する問題から修学に支障をきたしている場合、環境調整も必要となってくる。医療機関や保護者とも連携したうえで、症状の勢いや持続時間も考慮し、休学や留年なども必要な場合があります。

5. 事例解説 1

（今後の取扱いについて具体的な事例を挙げ解説します。）

- ① 入学試験において、注意欠如・多動性障がい(ADHD)のため、別室受験の要望があった。

学部・学科内で協議した結果、入試は別室で行った。また、入学後の配慮に関しては、入学決定後、改めて修学に関する支援申請を行うように本人に伝達した。

[解説]

入試における対応は問題ありませんが、合格後のフォロー体制に課題があります。

こうした発達障がい(ADHDやアスペルガー障がい)の場合、履修登録の方法が理解できなかったり、周囲に質問したり、相談することが苦手で、入学後の早い時期につまずいてしまうケースが多く見られます。

学内で連携し、入学が確定した時点で、当該学部・学科と障がい学生支援室で協議し、入学オリエンテーション前にバックアップ体制を構築しておく必要があります。入試段階で、入学確定後の対応を、事前に協議しておくことも大切です。

（現在、受験配慮を実施した受験生については、入学確定後、全員に障がい学生支援室よりアプローチを行っています。）

5. 事例解説 2

- ② 大学の施設(図書館・学生食堂等)の窓口に一般(外部)の視覚障がいの方が訪れ、利用したいとの申し出があった。

たまたま部署の監督者(島大学則第83号:「国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則」に規定)が不在であったため、その旨を伝え、たまたま居合わせた同伴者に対応を委ねた。

[解説]

一般の大学利用者も障がい配慮の対象となります。また学生食堂のような大学から委託している施設・職員にも配慮義務があります。このような場合に備え、予め主だった障がい種別ごとに、対応マニュアルを事前に作成しておき、それを職員に周知し、いつでも、どの職員でも対応できるようにしておくことが必要です。

具体的な配慮内容については、利用者本人との十分に建設的対話を行い、本人の要望に、可能な(無理のない)範囲で応えることが大切です。

13

5. 事例解説 3

- ③ 不安障がいの学生から、グループで行う実験について、仲間とうまくできるか心配であるとの相談を受けた。

そこでグループのメンバーを集め、本人の状況を伝え、何か問題が生じたときには相談するように伝えた。

[解説]

障がいのある人の情報を事前に周囲に伝えておくこと(アドボカシー)は問題を深刻化させないためには、非常に効果的な方法です。しかし、基本的にはセルフ・アドボカシー(自己表明)であることが前提で、本人の口から伝えることが難しい場合には、本人了承(どこまで、どのように伝えるのか)を得ておくことが必要です。

また、問題発生の有無や兆候については、同じ班のメンバー(学生)だけに委ねるのではなく、その実験グループの位置を教員の目の届く範囲に定め、常に教員が、その動向に注意することが必要となってきます。

14

6. まとめ

配慮事項，配慮事例を掲載しましたが，個人により障がいの程度が異なるため，支援内容も個々に異なります。それぞれの学生に合う合理的配慮について，本人とよく相談のうえで支援願います。

現在本学には，3名の車椅子使用学生が在学しています。この学生は，スライド式の引き戸は1人で開けられません。人で込んでいる廊下を走行するのは非常に気を使います。そういった場面にいた職員や学生がさりげなく戸を開けてくれたり道を譲ってくれる，また，雨の日には傘を差してあげるなど，思いやりのあるキャンパスになればと思います。

規則に定められているから・・・といった消極的理由ではなく，障がい者に優しい大学は，全ての学ぶ者（利用者・働く者）にとっても優しい大学であるという観点からの積極的な支援を期待しています。

※ 障がいに関する質問・障がい学生への具体的支援方法などに関する質問

障がい学生支援室（総理2号館1階）

電話 0852-32-9770（内線 2508）

メール ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp

※ 障がい学生の具体的方法等に関する資料

日本学生支援機構 [＜教職員のための障害学生支援ガイド＞](#)

[＜支援・配慮事例＞](#)

11. 広報活動等

(1) 情報公開

島根大学の基本方針等や取組を積極的に公開するため、障がい学生支援室専用のホームページ (URL : <https://www.disability.shimane-u.ac.jp/>) を作成し、公開している。

国立大学法人 島根大学
障がい学生支援室
Student Accessibility Office

背景の色: 白 黒
AA 文字サイズ: 小 中 大 AA ふりがな ON AA 読み上げ ON 検索

HOME 障がい学生支援室について 基本方針 (規則等) 支援体制 支援内容 ユニバーサルデザイン [バリアフリーマップ] アクセス

入学を希望される方へ
在学生の方へ
教職員の方へ

サポートスタッフ募集

刊行物

独立行政法人 日本学生支援機構
JASO Japan Student Services Organization

人とともに 地域とともに
国立大学法人 島根大学

新着情報

- 18.11.30 12月ランチミーティングのお知らせ
- 18.11.19 ノートテイク講習会のお知らせ
- 18.11.15 11月ランチミーティングのお知らせ
- 18.10.12 10月ランチミーティングのお知らせ
- 18.08.09 【教職員対象】平成30年度島根大学全学SD・FD研修会-障がい学生支援について考えるのご案内

> 一覧を見る

サイトポリシー

お問い合わせ
島根大学 障がい学生支援室
〒690-8504 島根県松江市西川津町1060 TEL:0852-32-9770 E-mail:ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp

(2) 相談機会の提供

平成30年7月13日に開催された入試説明会及び8月4・5日開催されたオープンキャンパス等において、高校の教員や高校生、保護者から入試や修学に係る不安や悩みの相談を行い、解消に努めた。また、県内の特別支援学校の大学訪問や見学などについても窓口となり対応を行った。

12. 他機関等との連携

障がい学生支援室では、学外のいくつかの他機関と連携し、障がいのある学生の修学支援や学生サポーターの養成、障がい者支援の理解・普及等にあたっている。その主なものは次のとおりである。

(1) 就職支援機関との連携

本学における障がい学生の就職支援・進路指導については、学内のキャリアセンターの協力を得ながら、主として相談担当の専任教員が、他の修学相談・支援とあわせて行っている。

キャリアセンターでは、一般枠での就労に向けた個別進路相談、キャリア・職業ガイダンスの受講、インターンシップ受け入れ企業の開拓、地元受入企業の開拓などの面において、連携しながら協力を得ている。

障がい学生支援室（主として専任教員）では、障がいの診断があり、状況的に障がい者枠での就労を検討しなければならないと判断される学生については、入学後の早い段階から、本人とその保護者に対して、全国的な障がい者の就職状況の説明を行うとともに、障がい者手帳の取得についての可能性を検討してもらうようにしている。本人及び保護者は、入学後1～2年間の考慮期間をかけて判断し、必要と判断された場合には、3回生の段階で診断書の取得等の手続きをはじめめる。

障がい者手帳の申請手続きに着手した学生については、島根障害者職業センターに職業評価を依頼するとともに、その評価結果をハローワーク松江の障がい担当職業指導官と共有し、ハローワーク松江を利用した就職活動を開始する。

ハローワーク松江では、島根県近郊の求人情報を紹介するだけでなく、出身地元への就職を希望する学生については、出身地のハローワークと情報共有し、就労支援をサポートしていく。

また、障がい者手帳を取得した学生の多くは、並行して、全国的な就職情報誌等を通じた民間の障がい者就労斡旋会社にも登録し、独自の就職活動も行っている。

なお、障がい学生の多くは、こうした障がい者枠での就職活動だけでなく、一般の新規卒業枠での就職にもチャレンジしており、そうした学生は3回生時より本学のキャリアセンターが主催する就職ガイダンスに登録・参加したり、学生生協や民間の専門学校が開催する公務員講座などに通ったりもしている。

そうした反面、就職活動に精力を向けることができず、単位を取得し卒業を確定させるのが精一杯の学生も多く、そのような学生には、卒業後の就職活動に備え、地元の障害者職業センターやハローワーク、発達障がい者支援センター、民間の職業斡旋会社などを紹介している。

また、卒業もしくは就職後、継続して相談を希望する学生に対しても、引き続き、後指導として、継続した相談を受け付けている。

(2) 島根県・松江市社会福祉協議会との連携

本学は、平成26年7月2日、島根県社会福祉協議会と連携協力に関する協定を締結しており、それを受け、平成27年度に開講した科目「ボランティアと障がい者支援」へもゲストスピーカーを派

遣してもらっている。

加えて、松江市社会福祉協議会についても、同講義の見学・体験学習に協力をいただいております、同協議会のボランティアセンターの見学、車いす介助体験を実施している。

また、障がい学生支援室からは、島根県社会福祉協議会の開講する「島根県放課後児童支援員認定資格研修」「シマネスクくにびき学園」に対して、平成28年度より専任教員を講師（分担領域担当）として派遣している。

<連携実績>

- ・授業科目(前期)「ボランティアと障がい者支援」
 - 平成27年度 ゲストスピーカーの派遣（県社協より）
4/23・4/30・5/7・5/14・5/21 5回
松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）
5/30 1回
 - 平成28年度 ゲストスピーカーの派遣（県社協より）
4/21・4/28・5/12・5/19・5/26 5回
松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）
5/30 1回
 - 平成29年度 ゲストスピーカーの派遣（県社協より）
4/20・4/27・5/11・5/18・5/25 5回
松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）
5/27 1回
 - 平成30年度 ゲストスピーカーの派遣（県社協より）
4/19・4/26・5/10・5/17・5/24 5回
松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）
6/2 1回
- ・島根県社会福祉協議会「島根県放課後児童支援員認定資格研修」
 - 講師派遣（障がい学生支援室より）
 - 平成29年度 10/1（浜田市）・11/15（松江市） 2回
 - 平成30年度 6/24（浜田市）・10/9（出雲市）・10/10（出雲市）・11/6（松江市） 4回
- ・「シマネスクくにびき学園」
 - 講師派遣（障がい学習支援室より）
 - 平成30年度 8/31 1回

（3）島根県教育委員会及び島根県立特別支援学校との連携

島根県教育委員会の承諾のもと、松江市内にある島根県立盲学校、島根県立松江ろう学校、島根県立松江清心養護学校、島根県立松江養護学校の4校から、社会福祉協議会と同様に、平成27年度に開講した科目「ボランティアと障がい者支援」へゲストスピーカーとしてコーディネーター等の経験豊富な教諭を派遣してもらっている。

また、障がい学生支援室からは、平成27年度より島根県教育委員会の開講する免許法認定講習の

講師を派遣したり、松江市内5校の特別支援学校で構成している「五輪ネット（松江市内特別支援学校教育相談等担当者連絡会）」の大学見学を受け入れたり、同会主催の研修会に講師を派遣するなどしている。さらに、島根県内の高等学校等の校内研修会へも講師を派遣している。

<連携実績>

- ・授業科目(前期)「ボランティアと障がい者支援」
平成27年度 ゲストスピーカーの派遣（各校より）
6/11・6/18・6/25・7/2 4回
- 平成28年度 ゲストスピーカーの派遣（各校より）
6/16・6/23・6/30・7/9 4回
- 平成29年度 ゲストスピーカーの派遣（各校より）
6/15・6/22・6/29・7/13 4回
- 平成30年度 ゲストスピーカーの派遣（各校より）
6/14・6/21・7/5・7/12 4回
- ・発達障害者雇用支援協議会委員（委員派遣）
平成27年度～31年度（現在）
- ・平成30年度松江西高等学校教職員研修会（5/7）（講師派遣）
- ・平成30年度第1回江津市高等学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会（7/4）（講師派遣）
- ・平成30年度島根県立松江ろう学校人権・同和教育研修会（8/20）（講師派遣）
- ・平成30年度島根県聴覚障害教育研究協議会（11/16）（幼稚部会助言者派遣）
- ・平成30年度益田市放課後児童クラブ支援員の会研修会（11/27）（講師派遣）
- ・平成30年度島根大学図書館コンシェルジュ「第4回ラーコモカフェ」（1/9）（講師派遣）

（4）国立大学法人広島大学「アクセシビリティセンター」との連携

広島大学を中心として中国ブロックの大学等で構成されているUE-Net（Universal Design Education）に、平成28年11月より参画し、障がい学生支援に関する情報収集やリソースの共有化を図っている。

UE-Netの事業内容は次のとおりである。

- ①アクセシビリティ・リソースの共有化（ノウハウ・人材・教材・支援機器・支援技術）
- ②アクセシビリティ・リソースの開発・育成（支援技術・支援方法・教材・データ）
- ③研究事業（研究会、研究誌、学会、実証実験）
- ④人材交流の活性化
- ⑤教育アクセシビリティの標準化

(5) 国立大学法人京都大学「高等教育アクセシビリティプラットフォーム」との連携

京都大学が代表校となって運営し、文部科学省、日本学生支援機構、その他の障害学生支援を実施する関係機関や、企業・地方自治体、初等中等教育機関などの地域を形成するコミュニティと連携し、「1：相談事業」「2：ネットワーク形成事業」「3：連携支援事業」を主な事業として取組んでおり、本学は平成30年から協力校として参加している。

13. 平成30年度会議等開催状況

(1) 入試受験相談に関するもの

- 平成30年10月26日 人間科学部と入試に関する配慮事項の検討会
 総合理工学部 //
- 平成31年 1月10日 生物資源科学部 //
- 1月15日 総合理工学部 //
- 1月30日 生物資源科学部 //
- 2月 4日 医学部 //

(2) 修学支援に関するもの

- 平成30年 4月20日 法文学部と修学支援に関する検討会
 5月15日 生物資源科学部 //
- 5月22日 総合理工学部 //
- 6月 8日 教育学部 //
- 7月13日 総合理工学部 //
- 9月 5日 総合理工学部 //
- 9月 7日 法文学部 //
- 10月11日 法文学部 //
- 11月30日 医学部 //
- 平成31年 1月10日 生物資源科学部 //
- 2月27日 生物資源科学部 //
- 3月 4日 法文学部 //
- 3月19日 総合理工学部 //

(3) 障がい学生修学支援委員会

- 平成30年10月30日 障がいのある入学志願者からの事前相談について
平成31年 3月27日 障がいのある学生への支援活動の報告

(4) その他

- 平成30年12月20日 障がい学生にかかる修学支援及び委託業務に関するレビュー
 7月11日 //
- 平成31年 1月16日 //

14. 平成30年度主な活動歴

	活動概要	備考
4月	新入生・保護者面談* 前期講義 授業配慮事前依頼文の作成 前期講義 授業配慮依頼文の送付	*入試配慮を実施した新入生対象
5月	ランチミーティング	
6月	ランチミーティング	
7月	ランチミーティング 大学見学（清心養護学校生徒・教員） 平成29年度年報発行	
8月	オープンキャンパス相談	
9月	後期講義 授業配慮事前依頼文の作成 島根大学全学FD・SD研修会 -障がい学生への支援について考える-	
10月	後期講義 授業配慮依頼文の送付 第1回障がい学生修学支援委員会 ランチミーティング	
11月	ランチミーティング ノートテイク講習会	
12月	ノートテイク講習会 第1回障がい学生にかかる修学支援及び業務委託に関するレビュー ランチミーティング	
1月		
2月	UDトーク（音声認識システム）研修会 教師教育センターFD研修会（新入生対応）	
3月	第2回障がい学生修学支援委員会 UDトーク（音声認識システム）研修会 入学準備打ち合わせ会（各学部等）	

※ 修学支援申請に係る業務及び入試事前相談への対応協議については、年間を通じて実施している。

15. 支援機器等一覧

機器等名	整備時期	台数	主として使用する障害の種別	用途、使用方法等	備考
車イス用机	平成23年度	30	肢体不自由	・車イスの学生が授業等を受ける際に使用する。	法文学部、生物資源科学部、教養1・2号館に配置
車イス	平成23年度	4	肢体不自由	・肢体不自由者が学内を移動する際に使用する。	法文学部1、保健管理センター1、体育館2 ※学生センターに2階への車椅子昇降機を設置
自己導尿用台座	//	1	肢体不自由	・導尿するために使用する	
携帯筆談器	//	1	聴覚障害	・聴覚障がいのある学生が、筆談を行う際使用する。	障がい学生支援室
ノートテイク用PC	//	2	聴覚障害	・パソコンテイクに使用する。	障がい学生支援室
発達障害者用ネットワークカメラ	//	1	発達障害	・授業に出席できない学生が、授業をネットワークカメラで撮影したものを別室で視聴する。	障がい学生支援室
ドキュメントトーカー	//	1	聴覚・言語障害	・音声読み上げ等に使用する。	障がい学生支援室
休憩用ベッド	//	2	各種障がい	・障がいのある学生の休憩 ・受験生の休憩	教養1・2号館
FM補聴機器	平成26年度	1	視覚障害、聴覚障害	・授業の際、使用する。 ・FM補聴システム一式（マイク、受信器）	障がい学生支援室
ビデオ視聴機器	平成28年度	1	発達障害等	・授業に出席できない学生が、授業をビデオ撮影したものを支援室で視聴する。	障がい学生支援室
休憩用ベッド	//	2	肢体不自由		人間科学部休憩室
診察台	//	2	肢体不自由		人間科学部休憩室
車イス	平成29年度	1	肢体不自由		障がい学生支援室
救護担架	//	3	緊急対応		法文学部、教養1・2号館
UDトーク（一式）	平成30年度	1	聴覚障がい	・授業に使用。主に講義の際の教員の発言内容を文字化する。	障がい学生支援室

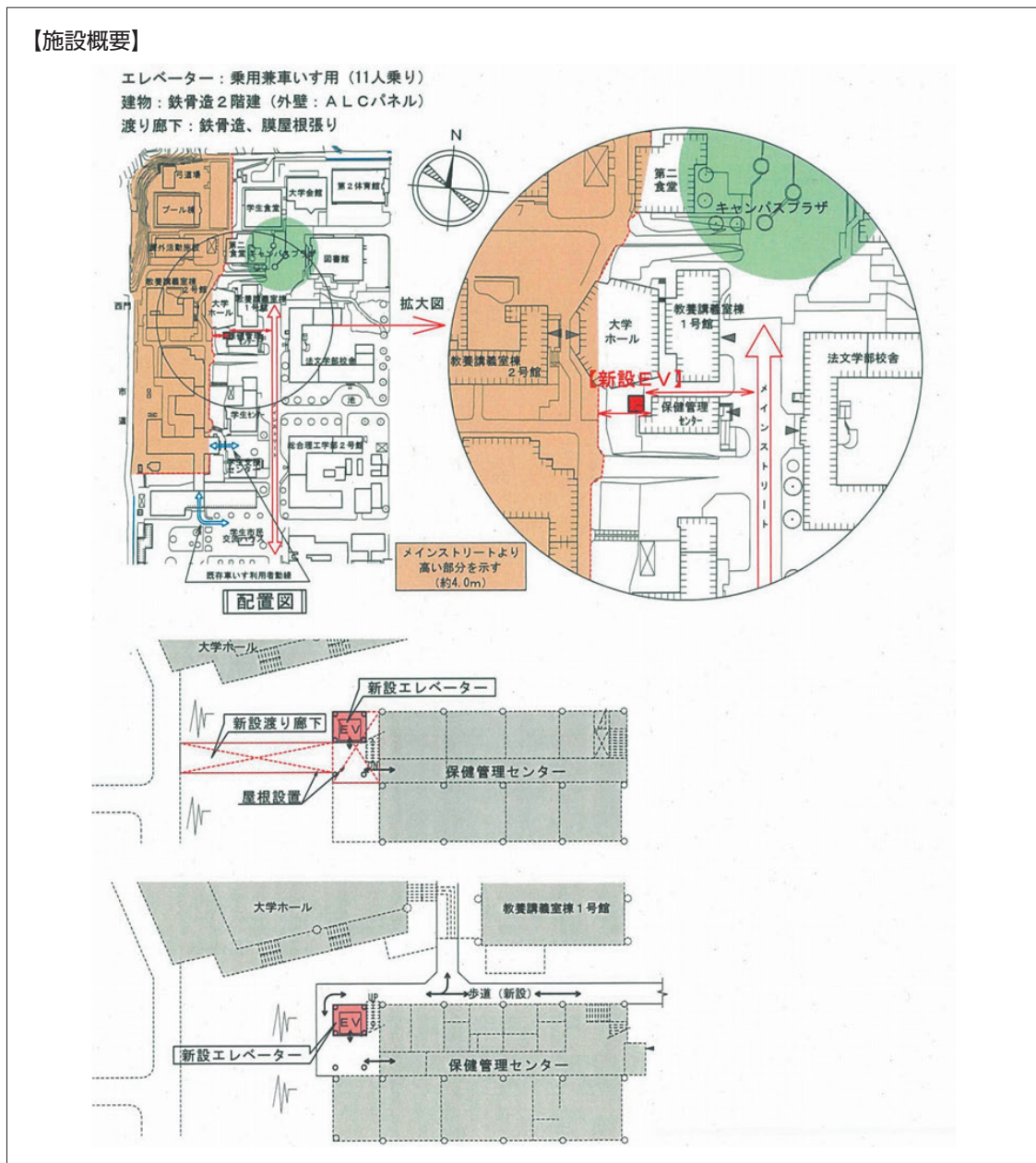
※ 本表は、島根大学における障がい学生の学習機会への参加を保障・確保するための支援機器等の整備状況について記載したものである。（消耗品を除く。）

16. ユニバーサルデザイン

(1) エレベーターの設置

川津キャンパス北西側は、正面玄関から続くメインストリートより約4m敷地が高くなっており、そこにある教養講義室棟2号館、大学ホール及び人間科学部の玄関などへは、急勾配（12%）の坂や教育学部棟内の階段・エレベーターを使用しなければならず、車いす利用者などの自由な往来の妨げとなっていた。

これを解消するため、保健管理センター西側にエレベーター及び渡り廊下が平成30年3月に設置された。



バリアフリー施し 車いすでも便利に

島根大の人間科学部棟

島根大(松江市西川津町)がこのほど、バリアフリー設備を設けた。坂の上にある人間科学部棟に向かうエレベーターと、屋根付きの渡り廊下を整備。足の不自由な学生らが学びやすい環境になった。

障害者が利用しやすい施設の整備を義務付けた、2016年4月施行の障害者差別解消法を受けた措置。人間科学部棟に向かう坂は高低差が約4.5メートル、長さは約35メートルあり、車いすを使う学

生らは不便を強いられていた。総事業費は約3500万円。

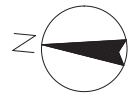
エレベーターには、車いす1台と付添人2人程度が同時に乗れる。長さ12.5メートルの渡り廊下は、車いすが容易に通れるよう1.7メートルの幅を確保した。

完成式で荒瀬栄副学長(68)は「今後も誰もが使いやすい環境を整備したい」とあいさつし、テープカットで祝った。電動車いすを利用する人間科学部福祉社会コース2年の藤原歩未さん(19)は「毎日坂を上り下りしていただけて便利だ」と話した。(古和隆宏)



(2) バリアフリーマップ

平成29年4月1日現在



第1体育館
S T IF



至美保岡

バリアフリーMAP

凡例	記号	名称
	昇	身障者用昇降機
	E	身障者用エレベータ
	T	便所
	T	便所 (オストメイト付き)
	S	スロープ
	P	駐車場
	T	案内板
	E	既設一般エレベータ

| 参 | 考 | 资 | 料 |

島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

平成28年6月22日

国立大学法人 島根大学長

国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の基本理念に則り、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、その能力と特性を持つ障がいのある学生（以下、「障がいのある学生」という。）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うこととし、以下の基本方針を定める。

（機会の確保）

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

（情報公開）

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

（決定過程）

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、障がい学生支援室と関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

（教育方法等）

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

（支援体制）

障がい学生支援室が関係部局と連携しながら全学的な支援体制のもとに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

（環境整備）

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

（実施体制）

学生の修学に関わるすべての組織は、障がい学生支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。

国立大学法人島根大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する規則

(平成28年島大規則第83号)

(平成28年3月22日制定)

[平成29年3月21日一部改正]

(目的)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法7条に規定する事項に関し、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）の職員等が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、本学における教育及び研究その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてをいい、障害者手帳の所持者に限られない。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 合理的配慮 障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 四 職員等 国立大学法人島根大学役員規則（平成16年島大規則第4号）第2条、国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条に規定する本学の役員、職員及び本学に派遣されている派遣労働者並びにその他本学において教育、研究を行う者をいう。
- 五 部局等 各学部（総合理工学部を除く。）、教育学研究科、総合理工学研究科、法務研究科、医学部附属病院、教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、各機構、大学戦略企画室、評価室、研究推進室、広報戦略室、男女共同参画推進室、ハラズメント対策室、インスティテューショナル・リサーチ室、地域未来戦略センター、山陰法実務教育研究センター、こころとそだちの相談センター、監査室、企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部をいう。
- 六 部局等の長 前号の部局等の長をいう。ただし、企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部にあっては担当理事又は担当副学長をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員等は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うにあたり、障がいを理

由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員等は、前項にあたり、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員等は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うにあたり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮の提供をしなければならない。

2 職員等は、前項にあたり、別に定める留意事項に留意するものとする。

(障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制)

第5条 本学における障がいを理由とする差別の解消の推進（以下「障がい者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

一 最高管理責任者 学長をもって充て、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障がいのある入学希望者や学内の障がいのある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障がい者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。

二 総括監督責任者 学長が指名する理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、職員等に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障がい者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

三 監督責任者 部局等の長をもって充て、当該部局等における障がい者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局等における監督者を指名し、当該部局等における障がい者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。

四 監督者 部局等ごとに監督責任者が指名する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

(監督者の責務)

第6条 監督者は、第3条及び第4条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

一 日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、監督する職員等の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障がい者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第7条 障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談等に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

- 一 総務部総務課
 - 二 教育・学生支援機構障がい学生支援室
 - 三 教育・学生支援機構保健管理センター松江及び出雲
 - 四 所属学部及び所属研究科
 - 五 教育学部附属幼稚園
 - 六 教育学部附属小学校
 - 七 教育学部附属中学校
 - 八 その他学長が指定する場所
- 2 相談等を受ける場合は障がい者の性別、年齢及び障がいの状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
 - 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
 - 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(紛争の防止等のための体制の整備)

第8条 障がいを理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、別に定めるものとする。

(研修・啓発)

第9条 本学は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員等に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに職員等となった者に対して、障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった職員等に対して、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他職員等に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル（教職員のための障害学生修学支援ガイド（独立行政法人日本学生支援機構作成））等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第10条 職員等が、障がい者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）、国立大学法人島根大学契約職員就業規則（平成16年島大規則第34号）又は国立大学法人島根大学病院診療職員就業規則（平成20年島大規則第86号）の定めるところにより、懲戒処分を課すことがある。

- 2 懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要がある時は、訓告、厳重注意又は注意を行う。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

国立大学法人島根大学における障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項

(平成28年3月22日学長決裁)

国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大規則第83号。以下「規則」という。）第3条及び第4条にいう留意事項は、以下のとおりとする。なお、部局等の長は、必要があると認めるときは別に定めることができるものとする。

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育・研究その他国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）が行う活動全般について機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

なお、本留意事項中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。本学においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び本学の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員等は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当

な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障がいを理由に受験を拒否すること。
- 障がいを理由に入学を拒否すること。
- 障がいを理由に授業受講を拒否すること。
- 障がいを理由に研究指導を拒否すること。
- 障がいを理由に実習，研修，フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障がいを理由に事務窓口等での対応を拒否または順序を劣後させること。
- 障がいを理由に式典，行事，説明会，シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障がいを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障がいを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳，ノートテイク，パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で，障がいのある学生等の授業受講や研修，講習，実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において，合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障がい学生等の意思表明を支援する際の授業担当教員，支援担当者による過度な干渉やハラスメント（苦痛を与えるような行為）を行うこと。
- 事務・事業の遂行上，特に必要ではないにもかかわらず，障がいを理由に，来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり，特に支障がないにもかかわらず，付き添い者の同行を拒んだりすること。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し，又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって，特定の場合において必要とされるものであり，かつ，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は，権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ，行政機関等に対し，その事務又は事業を行うに当たり，個々の場面において，障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障がい者の権利利益を侵害することとならないよう，社会的障壁の除去の実施について，合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は，障がい者が受ける制限は，障がいのみに起因するものではなく，社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという，いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり，障がい者の権利利益を侵害することとならないよう，障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり，その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は，本学の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし，必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること，障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること，事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意

する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 本学がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者等に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

- 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すなどすること。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障がいの特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- 災害や事故が発生した際、校内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を活用するなど、分かりやすく案内し誘導を図ること。
- 積雪時に車椅子利用者や移動に困難のある学生等の教室間移動を円滑にするため、移動ルートを除雪すること。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるように、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。

- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がいの特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字等の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障がいのある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることに難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項

(平成22年 9月15日学長決裁)

[平成25年11月15日一部改正]

[平成28年 3月30日一部改正]

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大学則第83号）その他の法令に定めのあるもののほか、障がいのある者を学生として受け入れ、入学前から入学後の修学支援を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要項において、「障がいのある学生」とは、本学に入学を志望する者又は在籍する学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等を含む。）で、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(支援体制)

第3条 支援は、障がいのある学生が志望又は所属する学部、研究科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教育・学生支援機構と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・学生支援機構障がい学生支援室長は、関係部局間の調整を行うものとする。

(委員会)

第4条 障がいのある学生のための支援計画の策定その他必要な事項を審議するため、島根大学障がい学生修学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(支援の申出及び対象範囲の決定)

第5条 障がいのある学生は、入学前(入学者選抜試験受験時を含む。)、入学後のいずれの時期においても、支援を申し出ることができる。

2 申し出のあった支援の必要性の有無及び支援の範囲については、所属学部等と障がいのある学生との間でその都度協議のうえ、委員会が決定するものとする。

(情報提供及び相談窓口)

第6条 障がいのある学生の修学に関する支援体制等の情報提供及び相談窓口は、教育・学生支援機構障がい学生支援室とする。

(入学者選抜試験及び入学後の支援体制)

第7条 所属学部等及び教育・学生支援機構は、本学の入学者選抜試験の受験を希望する障がいのある学生からの相談及び入学後の修学等の支援に関して協力して行うものとする。

(履修及び単位認定等における特別措置)

第8条 所属学部等及び教育・学生支援機構は、障がいのある学生に対し、履修及び単位認定等において当該学生の不利益にならないよう特別な措置を講ずるものとする。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 支援に関する事務は、関係する各部・課及び各事務部の協力を得て教育・学生支援部学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 記

この要項は、平成22年9月15日 から実施する。

附 記

1 この要項は、平成25年11月15日から実施する。

2 身体等に障がいのある者の入学者選抜及び修学等に関する相談の指針（平成22年9月15日学長決裁）は、廃止する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日 から実施する。

島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項の運用について

(平成25年12月26日島根大学障がい学生修学支援委員会決定)

[平成28年3月30日一部改正]

島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項（以下「要項」という。）第10条の規定に基づき、運用について必要な事項を次のとおり定める。

要項第5条第1項関係

支援を申し出るときは、次の書類を提出するものとする。

- (1) 障がい等（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障害等）があり、本学に入学を志願する者（志願を予定している者を含む。）（以下「入学志願者」という。）で、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、島根大学入試受験相談書（別紙様式1, 2）に障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付し、入試担当課に提出するものとする。
- (2) 障がいのある学生が修学上の配慮を申し出るときは、修学支援申請書（別紙様式3）を教育・学生支援機構障がい学生支援室（以下「支援室」という。）に提出するものとする。

要項第5条第2項関係

- 1 入学志願者から島根大学入試受験相談書の提出があったときは、次により処理するものとする。
 - (1) 入試担当課は、島根大学入試受験相談書を支援室へ送付する。
 - (2) 支援室は、入試担当から相談書の送付を受けたときは、入学志願者が志願する学部等（以下「学部等」という。）に対し、受験上及び修学上の配慮すべき措置等について検討を依頼する。
 - (3) 所属学部等は、支援室と協力して、受験上及び修学上の配慮すべき措置等について検討し、その結果を副学長（教育・学生支援担当）に文書で報告する。
 - (4) 副学長（教育・学生支援担当）は、入学志願者から希望のあった入学者選抜試験の受験上及び修学上の配慮について、島根大学障がい学生修学支援委員会（以下「委員会」という。）において審議のうえ、島根大学入試受験相談回答書（別紙様式4）により入学志願者に通知する。
- 2 修学上の配慮を希望する学生から修学支援申請書の提出があったときは、次により処理するものとする。
 - (1) 支援室は、障がいのある学生の所属学部等に通知し、修学上の配慮すべき措置等について検討を依頼する。
 - (2) 所属学部等は、支援室と協力して、修学上の配慮すべき措置等の必要性の有無及び支援の範囲について検討し、その結果を副学長（教育・学生支援担当）に文書で報告する。
 - (3) 副学長（教育・学生支援担当）は、障がいのある学生から希望のあった修学上の配慮について、委員会において審議のうえ、修学支援決定通知書（別紙様式第5）により申請者に通知する。ただし、要項第5条第2項により支援が決定されている場合及び急を要する場合は、審議を省略することができるものとする。
 - (4) 委員会による審議のうえ支援する必要があると認められたときは速やかに支援を開始する。

島根大学障がい学生修学支援委員会要項

(平成25年11月15日学長決裁)

[平成28年 3月30日一部改正]

[平成28年 6月24日一部改正]

[平成29年 3月27日一部改正]

(趣 旨)

第1条 この要項は、島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項（平成22年9月15日学長決裁）第4条第2項の規定に基づき、島根大学障がい学生修学支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 障がいのある学生の修学及び学生生活等の支援計画の策定に関すること。
- 二 障がいのある学生の入学前相談に関すること。
- 三 障がいのある学生の修学及び学生生活に関すること。
- 四 障がいのある学生の修学及び学生生活に係る施設・設備の整備に関すること。
- 五 その他障がいのある学生の支援に関し必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育・学生支援担当）
 - 二 教育・学生支援機構学生支援センター長
 - 三 障がいのある学生が志望又は所属する学部・研究科の長
 - 四 教育・学生支援機構教育推進センター長
 - 五 教育・学生支援機構アドミッションセンター長
 - 六 教育・学生支援機構障がい学生支援室長
 - 七 教育・学生支援機構保健管理センターに配置する専任教員のうち医師である者1名
 - 八 教育・学生支援機構障がい学生支援室専任教員
 - 九 教育・学生支援部長
 - 十 教育・学生支援部教育・入試企画課長
 - 十一 教育・学生支援部学務課長
 - 十二 教育・学生支援部学生支援課長
 - 十三 その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、副学長（教育・学生支援担当）をもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、特定の事項について専門的に調査・整理するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、関係する各部・課及び各事務部の協力を得て教育・学生支援部学生支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この要項は、平成25年11月15日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

島根大学障がい学生修学支援委員会要項に関する申合せ

(平成25年12月26日島根大学障がい学生修学支援委員会決定)

[平成28年3月30日一部改正]

島根大学障がい学生修学支援委員会要項に規定する審議事項について、次のとおり申し合わせる。

- 1 第3条第3号に規定する「障がいのある学生が志望又は所属する学部・研究科の長」とは、「入試受験相談書」又は「修学支援申請書」を提出した当該障がいのある学生が志望又は在籍している学部・研究科の委員により行うこととする。
- 2 前項にかかわらず全学に関係する事項を審議する場合には、すべての学部・研究科の委員が審議に参加するものとする。
- 3 第3条第13号に規定する「その他委員会が必要と認めた者」として、入学を志望しようとする学部・研究科又は在籍している学部・研究科にあつては、当該学科長等、学生・教務委員長並びに事務長又は医学部学務課長を委員として加えることができるものとする。

島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室規則

(平成28年島大規則第17号)

(平成28年3月15日制定)

[平成29年3月21日一部改正]

(趣 旨)

第1条 この規則は、島根大学教育・学生支援機構規則（平成25年島大規則第15号。以下「機構規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 支援室は、島根大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生の修学に必要な支援を行うとともに、本学における障がいのある学生への支援の充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この規則において「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、これらの障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(業 務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 障がいのある学生への支援体制の企画立案及びその実施に関すること。
- 二 障がいのある学生の入学・修学支援に関すること。
- 三 障がいのある学生への支援者養成に関すること。
- 四 その他支援室の目的を達成するために必要な業務。

(組 織)

第5条 支援室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 室長
 - 二 機構規則第7条第1項の規定に基づき、支援室に配置する専任教員
 - 三 室員
 - 四 その他必要な職員
- 2 支援室に必要なに応じて兼任教員を置くことができる。
 - 3 兼任教員について必要な事項は、機構規則第8条第1項に規定する島根大学教育・学生支援機構管理委員会（以下「管理委員会」という。）において定める。

(室 長)

第6条 室長の選考は、管理委員会の議を経て、島根大学教育・学生支援機構長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、支援室の業務を掌理する。

(室 員)

第7条 室員は、機構規則第7条第1項の規定に基づき他のセンター等に所属している専任教員から、島根大学教育・学生支援機構長が必要に応じて兼務させる。

(事 務)

第8条 支援室の事務は、教育・学生支援部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料9

配慮依頼例文
(所属学部長等あて)

令和 年 月 日

〇〇学部（研究科）長 殿

島根大学長

修学支援の決定について（通知）

貴学部（研究科）所属の下記学生について、別添のとおり（省略）修学支援を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、支援の実施にあたっては、教育・学生支援機構障がい学生支援室から、必要に応じて、授業担当教員および指導教員にご協力をお願いしますので、この旨お含みおき下さい。

記

【学生氏名等】

所 属：〇〇学部 〇〇学科

学生番号：

氏 名：

参考資料10

配慮依頼例文 (授業担当教員あて)

令和 年 月 日

授業担当教員 殿

教育・学生支援担当副学長

〇〇学部長

学生への特別配慮について（依頼）

平素より、障がいのある学生の支援につきまして、ご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、今回、下記の学生が平成30年度前期に先生が担当される授業を受講しておりますが、当該学生には障がいがあり、下記の内容で授業における特別配慮を行うことを、平成 年 月 日付けで島根大学長が決定し、本人に通知しております。

つきましては、ご配慮をどうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学生氏名等

学部・学科等名	学生番号	氏名
---------	------	----

2 本学生の障がい程度

3 授業科目名

4 ご配慮いただきたい点

■ 本人は特定疾病のため体調不良をきたすことがあります。その際、怠学によって授業を欠席しているのではなく、やむを得ず欠席しなければならない状況にあることにご配慮いただき、時期を調整のうえ補講を行う、代替の課題（レポート等）を課す、再試験を実施するなどの対応をとっていただきますようお願いいたします。

また、課題の提出期限や再試験の実施時期についても、本人の体調に留意し、適切な配慮をよろしくお願いいたします。

■ 授業内容や試験対応について、授業終了時やオフィスアワーに先生に質問に伺わせていただいた際には、対応していただきますようお願いいたします。また、質問や相談がしやすいようにこまめに声をかけていただくなど、ご配慮ください。

■ 定期試験等については、別添の「障がいのある学生に対する履修及び単位認定等における特別措置に関する申合せ」(省略)を参考にしてください。

■ その他、必要な対応

上記の内容に限らず、今後学生生活を送る中で当該学生より何らかの意見や要望が出されるかと思えます。その際にはあらかじめご連絡を差し上げます。

また、当該学生への対応についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

※なお、これらの情報は、島根大学教職員（非常勤職員、臨時的任用職員等を含む）にとって、守秘義務の対象となる個人情報です。取り扱いには十分にご留意ください。

※この依頼については、国立大学法人島根大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大規則第83号）に則り行っております。規則を確認したい方は、島根大学障がい学生支援室HP▶基本方針（規則等）をご参照ください。

http://www.disability.shimane-u.ac.jp/_files/00244343/H29-3-21-sabetukaisyoukisoku.pdf

連絡先

障がい学生支援室 職名 氏名
(内線番号) メールアドレス

**平成30年度 島根大学障がい学生支援室年報
第3号**

発行日 令和元年7月
編集・発行 島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室
連絡先 〒690-8504 島根県松江市西川津町1,060
TEL : 0852-32-9770
ホームページ <http://www.disability.shimane-u.ac.jp/>
印刷 有限会社 木次印刷